

平成24年第1回

三重県議会定例会会議録

(3 月 2 日)
(第 7 号)

第7号
3月2日

平成24年第1回

三重県議会定例会会議録

第7号

○平成24年3月2日（金曜日）

議事日程（第7号）

平成24年3月2日（金）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第75号から議案第96号まで並びに議提議案第1号
〔委員会付託〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第75号から議案第96号まで並びに議提議案第1号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	51名		
1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄

9	番	東		豊
10	番	中	西	勇
11	番	濱	井	初男
12	番	吉	川	新
13	番	長	田	隆尚
14	番	津	村	衛
15	番	森	野	真治
16	番	水	谷	正美
17	番	杉	本	熊野
18	番	中	村	欣一郎
19	番	小	野	欽市
20	番	小	林	聡
21	番	小	林	正人
22	番	奥	野	英介
23	番	中	川	康洋
24	番	今	井	智広
25	番	藤	田	宜三
26	番	後	藤	健一
27	番	辻		三千宣
28	番	笹	井	健司
29	番	稲	垣	昭義
30	番	北	川	裕之
31	番	舘		直人
32	番	服	部	富男
33	番	津	田	健児
34	番	中	嶋	年規
35	番	竹	上	真人
36	番	青	木	謙順

37	番	中 森 博 文
38	番	前 野 和 美
39	番	水 谷 隆
40	番	日 沖 正 信
41	番	前 田 剛 志
43	番	舟 橋 裕 幸
44	番	三 谷 哲 央
45	番	中 村 進 一
46	番	岩 田 隆 嘉
47	番	貝 増 吉 郎
48	番	山 本 勝
49	番	永 田 正 巳
50	番	山 本 教 和
51	番	西 場 信 行
52	番	中 川 正 美
(42	番	欠 番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 敏 一
書 記 (事務局次長)	神 戸 保 幸
書 記 (議事課長)	原 田 孝 夫
書 記 (企画法務課長)	野 口 幸 彦
書 記 (議事課副課長)	山 本 秀 典
書 記 (議事課主幹)	加 藤 元
書 記 (議事課主査)	坂 井 哲

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
-----	---------

副 知 事
副 知 事
政 策 部 長
総 務 部 長
防災危機管理部長
生活・文化部長
健康福祉部長
環境森林部長
農水商工部長
県土整備部長
政 策 部 理 事
政策部東紀州対策局長
政 策 部 理 事
健康福祉部理事
健康福祉部こども局長
環境森林部理事
農水商工部理事
農水商工部観光局長
県土整備部理事
企 業 庁 長
病院事業庁長
会計管理者兼出納局長

教育委員会委員長
教 育 長

公安委員会委員
警 察 本 部 長

安 田 敏 春
江 畑 賢 治
小 林 清 人
植 田 隆
大 林 清
北 岡 寛 之
山 口 和 夫
辰 己 清 和
渡 邊 信一郎
北 川 貴 志
梶 田 郁 郎
小 林 潔
藤 本 和 弘
稲 垣 清 文
太 田 栄 子
岡 本 道 和
山 川 進
長 野 守
廣 田 実
東 地 隆 司
南 清
山 本 浩 和

丹 保 健 一
真 伏 秀 樹

田 中 彩 子
芥 藤 実

代表監査委員	植田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智雄
人事委員会委員	楠井 嘉行
人事委員会事務局長	堀木 稔生
選挙管理委員会委員	落合 隆
労働委員会事務局長	小林 正夫

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（山本教和） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
以上で報告を終わります。

質 問

○議長（山本教和） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。7番 石田成生議員。

〔7番 石田成生議員登壇・拍手〕

○7番（石田成生） おはようございます。自民みらい、四日市市選出の石田成生でございます。

昨日は、県立高等学校の卒業式に行ってまいりまして、大きな声で国歌斉

唱をしようと思いましたが、不覚にものどを痛めまして、特に高音域が出なくて残念な思いをしまっていました。今日の質問もし聞き取りにくいところがありましたら、もう一度言ってくれと議長のほうから御指示をいただきましたらそのようにさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、順次通告に従いましてお尋ねしてまいりますので、よろしくお願い致します。

まず、1点目、公共事業の発注のあり方についてお尋ねをしてまいります。

公共事業は、そもそも県民にとって必要な事業であるということが大前提であります。その工事、建築工事や土木工事の質の確保が最も重要であると思っております。このことを認識確認しながら、幾つかお尋ねをしてまいります。

近年、三重県発注の公共事業、その額の推移を見ると減少を続けております。この10年間で6割減、環境森林部、農水商工部、県土整備部の3部の投資額はそれぞれ半分以下になっております。3部トータルで平成12年の1545億円に比べて平成22年では612億円、10年間で40%に落ち込んでおります。今や維持管理が中心で、新規事業は大幅減であります。

このような現状を踏まえ、幾つか質問をさせていただきます。

まず、一つ目は、総合評価方式についての改善の提案をさせていただきます。

緊急時の協力体制の観点であるとか、また、県税収の観点、あるいは温室効果ガス排出削減の観点から、遠くから県内に入ることになれば事故のリスクも高くなるわけですから、こういうことから元請も含めて、下請、資材購入の県内業者優先の考え方は必要であると思っておりますが、いかがか、お考えを聞きたいんです。

そして、温室効果ガス排出削減のところをもう少し踏み込んで申し上げておきますと、輸送費用と二酸化炭素削減のどちらを優先するのか。これは100、ゼロの話ではないんですが、環境や安全はただではありません。ただでは守れませんから、二酸化炭素削減よりも低価格優先では環境先進県とは

言いがたいと思います。

そして、環境森林部の平成24年度当初予算のポイントにもあるように、新年度からは環境生活部へ移行いたしますけれども、環境先進県である三重県は温室効果ガスの削減にも積極的に取り組まれようとしております。新年度事業として1118万6000円、地球温暖化対策普及事業が盛り込まれておりまして、地球温暖化対策を進めるため、それに特化した条例制定も進めていくと。県民、事業者に対して省エネ等の普及啓発も行いますと、こういうふうにあります。ゆえに、温室効果ガスが無駄に出さないという環境への配慮を業者選定の際に明確にすることとして、総合評価の基準の一つに加点として加えることを取り入れてはどうかと思いますが、お考えをお聞かせください。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（北川貴志）** それでは、公共事業の参加についての県内業者優先の考え方、また、総合評価への温室効果ガス排出の考えをお答えいたします。

まず、県内業者優先についてですが、県の公共工事を発注する際は、県内業者でできることは県内業者へ、また、地域の業者でできることは地域の業者へ発注ということで、それぞれ地域要件というのを設けまして発注しております。結果、例えば平成22年度でいいますと、公共工事、建設工事の発注した全体の95%を県内業者が受注しているという状況でございます。

あと、下請とか県内資材の活用ですが、この点につきましては、総合評価の中ですべての下請を県内企業を使えば加点する。あるいは、指定した資材を県内産にすれば加点する、そういう制度を設けまして、これも県内優先というのを制度として運用しているところでございます。

次に、温室効果ガス排出について、これを入札の際に評価する、そういう取組をしてはどうかという御提案でございます。

建設工事にかかわる企業についても、温室効果ガスの排出削減等の環境問題への取組というのは、やっぱり企業としての社会的責任を果たす上で必要な取組というふうに考えております。

一方で、環境マネジメントシステムでありますISO14001ですが、この中でも温室効果ガスの削減の取組等は組み込まれているのかなと思っております。この点を配慮しまして、県の総合評価方式の入札においても、その認証取得というのをしている業者については評価をするということで取り組んでいる。全国的にもISO14001を総合評価に取り入れている県が、30都道府県になっておるといような状況でございます。

以上です。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） 総合評価の中で県内の下請を使う加点がございしますが、これは資材購入と下請とちょっと違うのかなと思うんですが、この零点か5点という分け方ですね。全部か、あるいはそうでないかという分け方になっておりますよね。全部使ったら5点、一部であってもゼロであっても零点、これはその間も要るんじゃないかなと思うんですが、ちょっと一考していただきたいと思うんです。100%なら5点、ゼロから99が零点になるというように、こういう点数のつけ方になってはいないかと思うので、ちょっと一考いただきたいと思うんですね。

それと、先ほど、総合評価の中に、ちょっとISOの話も後でしますが、まず、距離の問題で県内か県外かという線と、あと、距離の問題と2種類出てくるかもわかりませんが、先ほど言いましたように、県税収の面から、それから、災害時の協力という面からもやっぱり県内の事業者というのは大事にしていくという観点はあると思うんですね。あと、やむを得ず県内にない場合に県外業者を選択するときに、今度は距離で、やっぱり遠くなればそれだけ温室効果ガスを出すということと、それと、ドライバーへの負担とか事故のリスクも高くなるので、そういうのも加味していただいたらどうかという思いがあって言いました。

それと、今部長のほうからISO14001の御紹介をされましたが、それもあわせて今から申し上げますと、実は総合評価方式の中にISOの認証取得があるわけですね、中項目の中に。ISO14001を取得していると加点され

るわけですが、この環境マネジメントシステムのISO14001が本当に必要なかどうか。これはこれまで必要としてたくさんの自治体であれ、企業であれ、取得をしてきましたが、どれだけのエネルギーと事務作業、そして、費用が必要であるかということと、それを取得してその効果がどうであるかということの比較なんです。どうも実態は取得をして看板は掲げているものの、実態が伴っていないという、よくそういう声を聞きます。実際にそういうところもあるようです。

ですから、このISO14001の認証を取得して継続する、このことのエネルギーと費用と手間に対して、実際に環境マネジメントシステムに沿った企業運営がなされているかどうかというのをちょっと疑問視しております。一度実態をよく調査していただけるとありがたいんですが、私は余り効果としてない実態を感じておりますので、実はこの総合評価方式の中から外してもいいんじゃないかと。看板よりも実態で評価点数に加えていったほうがいいんじゃないかと思っておるんですが、その認識、部長からもう一度お答えいただけるとありがたいです。

○県土整備部長（北川貴志） ISO14001を総合評価へ入れるか入れないかということでございますが、ISO14001ですが、正式な認証機関が認定してやっているということで、その効果についてはあるというふうに私どもは認識しております。

一方で、その認証取得、あるいは更新についての費用とか手間の部分、これはやっぱり結構費用もかかるということを知っております。建設企業の場合、県内の中小企業、中程度の企業ですと、やはり50万円から100万円ぐらいの費用が当初認証するのにかかる。また、更新費用も相当程度かかるというふうに聞いております。

こういった点、中小の業者が取得するのは、企業規模からいって大変だということも私どもも認識はしておるんですが、一方で、そういった建設業者だけではなく、県内の中小業者が、いろんな企業が環境への取組をしていただくのを促進するという意味で、県独自のM-EMS（ミームス）という制

度、みえ・環境マネジメントシステム・スタンダードというシステムを、環境森林部のほうでつくっていただいて、それを県内の企業さんにとっていただくということにはなっております。

私ども、総合評価の中でも、そのM-EMSのステップ1、ステップ2というのがあるんですが、そのステップ2をISO14001と同じ評価をしようということで取り入れております。費用的にはISO14001の4分の1から3分の1程度で取得できると聞いていますので、ぜひそちらのほうを活用していただけたらと思っております。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） 認証取得に手間とお金と労力をかけるその看板の大きさよりも、やっぱり実態がどうであるかと。M-EMSによってその実態が担保できていくようであれば、そっちのほうがいいかなと。もっと言うと、ひよっとしたらそれなしでも、本当にきっちりと認証も何もなくて環境に優しい企業運営をしているところをきちっと評価できるような方式をお考えいただいて、実行していただきたいと、そう思っておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいのと、もう一つ、県外業者をやむを得ず選ばなきゃならなくなったときに、やっぱり距離でCO₂とか、リスクとか、大きくなるので、その場合、できるだけ近いところの企業を選ぶと、そういうお考えはございますか、どうですか。もう一度お答えいただけますか。

○県土整備部長（北川貴志） 県外企業の選定等に当たって距離をという考え方は今のところ持っておりません。逆に県内企業であれば、対象にする工事であれば、できる限りその地域の業者でできる工事は地域の業者でということ発注条件に地域要件を設けて、その地域の業者にやっていただくということはやらせていただいております。

ただ、県外といいますと、県外業者が実際に県内で工事する場合も、すべて毎日県外から通うというんじゃなくて、ほとんどが現場に現場事務所なりを設けてやっていただいておりますので、その距離の部分というのはそこまで考慮するのかなと、ちょっと感想でございますが。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） 細かいことを言い出すと非常に難しいというお答えなのかと思うんですが、環境を考える企業の評価を高く見ていくということとはしていかなきゃいけないので、そういう観点から実態がどうなのかと。看板よりも実態がどうなのか。それから、部長が今言われたように、県外であっても県内で寝泊まりをしながらやれば、そんなに大した環境負荷がかからないというようなお答えですが、もろもろを加味しながら、安いということだけではなくて、今回は環境面について加点をしてほしいという趣旨で申し上げましたが、ぜひ今後ともいろんな考慮をしていただきたいなと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

予定価格と最低制限価格についてお尋ねをしていきますが、予定価格とは県がこの価格なら目的の工事を請負業者に責任を持って任せられるだろうという数字であり、建設物価版や歩掛かり表を用いてこの価格くらいは必要だろうと、そう思われる数字を出してくるわけですね。そして、その上限を定めているわけですから、よく価格のつり上げだとか、高どまりという言葉を使うことがあります、これは私は不適切な言葉だと思っております。

まず、予定価格の事前公表か事後公表かについてお尋ねをいたします。

現状、本県は事前に公表をしておりますが、国の現状は事後公表であると伺っております。事前公表にしている理由と、今後このまま事前公表でいいのか、事後公表を検討するののかの考えをお聞かせください。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（北川貴志） 予定価格の事前公表、事後公表についてお答えいたします。

本県ではかつては事後公表ということをやっておりましたが、平成14年から事前公表ということに切りかえております。それは入札の透明性の確保という観点でございまして、予定価格を探ろうとするような発注者側への働きかけとか、不当な圧力等の不正行為防止という観点も入れて、透明性確保と

いうことで事前公表としております。

しかしながら、予定価格の事前公表というのは最低制限価格を類推し、そのところへ入札を誘導するのではないかというような弊害も指摘されているところであります。

予定価格の公表時期につきましては、事前と事後、それぞれメリット、デメリットがあるのではないかとということで、また、それと、事後公表にすれば最低制限価格付近の入札が解消されるかということ、それもまたなかなか難しい面があるのかなと思っております。

全国的には事後公表の県もあり、そういった他県の状況、本当にその効果等を確認しながら検証していきたいと思っております。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） 事前公表と事後公表のそれぞれメリット、デメリットはありとおっしゃられて、事前に公表すると最低制限価格が算出しやすいというようなこともおっしゃられて、そうすると、結果、最低制限価格に並んでしまうということがありますが、今、事前公表にされている理由の一つに不正行為を防ぐということをおっしゃられていましたが、その理由はちょっといかがかなと思うんですけど、不正がないような状態にしてしまうんじゃないかと、正しいやり方を選んで不正が行われないようにほかの方法で不正を防がないと、事前公表にすれば、事後公表のときと比べて、いわゆる内緒で言っちゃおうようなことがなくなるからと、そういう意味だと思うんですけども、それはちょっと理由がどうかと思うところがあるんですね。

それで、次にお尋ねしていくこと、関連してちょっと先に進みますが、予定価格を積算するのに実勢価格、実勢価格って何かといったら、過去の実績を参考に積算することなんですけれども、これまでずっと価格というのはいろんな物品も、それから、人件費も下がってきていますから、そして、例えば去年の実績となると、予定価格を100として100ではとることはあらへんわけですから、実勢価格というのは大体もう下がっていくわけですよ、そういう考え方からいくと。どんどん下がっていき続けて、その結果、労務賃金

も今下がっているという実態があるわけですね。

その結果、消費を冷え込ませるという一因になっているんじゃないかと思うんですが、それについての考え方と、それから、価格が下がっていくと業者はどこで圧縮するかというと、一般管理費、現場管理費、例えば社会保険とか雇用保険を切っていく。そういう圧縮をせざるを得なくなってくるのが現実であるように伺っています。保険の未加入という雇用条件の悪化は優秀な人材が集まらないという技術力の低下を招いているという現状らしいんですけれども、そのことについてこんな方向でいいのかどうか、お考えをお聞かせください。

○**県土整備部長（北川貴志）** 予定価格の積算についてお答えいたします。

公共工事の発注に必要となる予定価格の積算につきましては、三重県の会計規則運用方針等に基づきまして取引の実勢価格を考慮して適切に定めるということとされております。予定価格の積算に使用する設計の労務単価等は、国と県が共同で毎年10月に実際の県内の建設業者等に調査をかけて、賃金の支払いの状況、実態を調べまして、職種別、いろんな一般作業員とか、作業職種ごとに決定した単価を使っております。

議員御指摘のように、落札率が下がると実際に支払われる労賃が下がってくる。それを調査して、また次の年の積算に使えばどんどん下がるんじゃないか。いわゆるデフレスパイラルというんですか、それに陥っていくんじゃないかと。その結果、品質の低下にもやっぱりつながるのではないかと。御指摘の点については私どもも大変懸念しておりまして、特に品質の確保という観点も含め、これまでの価格だけの落札者を決めるという方式ではなくて、総合評価方式というのを平成16年度から一部試行、今は5000万円以上の建設工事に原則入れて、価格だけで落札者を決めるんじゃなくて、技術力も含めた総合評価という形で決めさせております。

また、平成23年度には、施工体制確認型の総合評価というのを入れまして、より低入札で入れたところに対してより調査を厳格にするというようなことで、一定程度落札率が下がる歯どめになる効果はあるのかなというふうに思

っております。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） 実勢価格があつて、前年度、前々年度の落札結果をもつて100%でとることはない。下がっていつて、下がったのを実勢価格として入れていくとどんどん毎年下がっていくのを心配して、それによって労務賃金も下がっていつて消費が冷え込むと、こういう結果を心配しておるわけで、それとともに、そうなることによつて工事の質が落ちていくのではないかということをお心配しておるわけです。その趣旨はようわかつていただいておりますので、ちょっと質問を先に進めてまいります。

最低制限価格について次はお尋ねをするんですが、平均85%、86%あたりに持つてきて、実態としては最終的にはくじ引きで落札業者が決まっている場合が多いと聞いております。

本来は、設計仕様書をもとにそれぞれ入札に参加しようとする業者が計算を積み上げて、その数字をもつて予定価格の100と最低制限価格の八十五、六あたりの間で勝負をするというものであるわけですが、5000万円以上の工事は総合評価が加わりますから、価格だけの競争は5000万円の下ということになりますけれども、自社で積算努力をしたところも、そうでないところも最終的には同じ土俵でくじを引くと。企業努力をしたところが落札に有利になるわけでもないし、積算もせずに最低制限価格を当ててきた業者が質の悪い工事をするとも限らないわけですが、現実には最低制限価格をソフトを使つたりとか、計算式に当てはめたりして、最低制限価格での応札しか選択肢がないというような状況だと思ふんです。今の御時世、もう落札が大前提だとやっぱりみんな思つていまして、落札しないと実績が上がらないわけです。実績が上がらないと総合評価の点数に影響すると。

この総合評価方式評価項目一覧の中にあるわけですね。工事成績のところは240点満点のうちの20点ありまして、工事成績がない場合は75点未満、75点未満というのは、先ほど言いました240点分の20点のそことは違ふ話なんです。75点未満となると、その240点分の20の話の中ではゼロになると。

だから、実績がないとどんどんどんとりにくくなっていく。リトライのチャンスがなくなっていく。そうするとどうなっていくかということ、金融機関の融資も受けられなくなっていく、受けられないと会社が回っていかない。最悪のスパイラルだと、こういうふうなお話をされているんですね。

この最低制限価格のまずパーセンテージをどうやって決めているのかということ、結果的にくじ引きで落札業者が決まってしまう場合が多いが、どれぐらいくじ引きで決まっているのか。

それから、こういうことも言うんですよ。それなら、もう積算努力をしてもしなくても同じなら、最初から県側から最低制限価格で提示して、この価格でやっていただくところはどこですかと。じゃ、皆さん、くじを引いてくださいと。結果的にそれとは変わらないんじゃないかと、こういう話も出たりするんですが、今申しあげました最低制限価格のあり方とかパーセンテージをどうやって決めているのか、くじ引きで決まっている件数はどれぐらいなのかということも含めて、ちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（北川貴志）** それでは、最低制限価格の制度等についてお答えいたします。

最低制限価格は、地方自治法施行令第167条に基づきまして、契約の内容に適合した履行を確保するために設定することができるもので、入札額がその価格を下回った場合には失格となります。

本県の最低制限価格の算定方式ですが、全国的に公共工事の発注者で組織される中央公契連、中央公共工事契約制度運用連絡協議会、これは国、あるいは都道府県等も入った協議会ですが、そこで算定式を制定して、それを準用してやっております。

実際にくじ引きというのがどれぐらい起こっているかということですが、県の発注する公共工事のうち、総合評価方式ではない最低制限価格制度を適用している工事のほぼ半分、平均すると、ここ数年の状況を見ると、約半数

がくじ引きとなっております。

このくじ引きが起こるといふ一つ、これは現象なんです、その最大の理由としては、やはり発注される工事に対して応募される業者の数というか、そこでの過当競争が一番の原因。その現象としてくじ引きというのがあるのかと思っております。

最低制限価格については、やはり品質確保という意味で必要だと判断しております。それこそ最低制限価格をなくしてしまえばくじ引きではなくなります。ただ、それをやるとそれこそどんだんダンピング合戦になって、低い価格での入札、それが先ほどから御指摘いただいておりますような労務単価というんですか、労賃がどんだん下がる、あるいは品質が低下するということで、そこはやっぱり一つ歯どめとして必要というふうに考えております。

以上です。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） 最低制限価格の算定方式については一定の計算式があって、ほとんどそこへはめ込むとみんなが大体同じ数字を出せるようになっていて、結果、くじ引き、半分ぐらいとおっしゃられましたかね。

いずれにしても、今回申し上げておきたいのは、一番大事なのは質の確保、質の確保をするためにはどんだん単価が下がっていくような、工事費が下がっていくようなことのないようにしないと、これはもう質は下がっていくと思うんです。その中で、やっぱり県税収入とか、それから、災害時の協力とか、それから、環境のことを考えて総合評価の中にも入れていき、実態のある、特に環境のところなんかは看板だけじゃなくて実態のあることをお考えいただきたい。

三重県行財政改革取組ロードマップにも書いてございます。入札契約制度の着実な運用というところの最後に、改革の方向性としては入札契約制度、これまでの公正性、透明性、競争性の確保に加えて、さらなる品質確保と地域業者の育成に配慮して見直しに向けていくと、こうございますので、その

方向でどんどん進めていただきたいと思いますので、よろしく願います。

次の質問に移らせていただきます。

続いて、地方分権についてどう進めていくのか。国に向けての働きかけと市町との連携、市町への権限移譲について考え方をお尋ねいたします。

今や地方分権は権限の集中している中央からおりてくるのを待っていたら、いつまでたっても進まないことは明らかになっております。分権を進めるためには、地方から中央を刺激していく、地方から日本を変える、知事もこう思っておられると理解をしております。近隣の府県と連携して国に対して物申す。全国の改革派知事や市長との連携を図って、事細かに国に規定されている地方自治法の抜本改正を目指す。

知事はこの現状を例えてラジコン自治と言っておられます。自分の運転ではなく、離れたところからラジコン操縦されているようなもので、右にハンドルを回しても車は左に向きを変える。自分のハンドルで自分たちの望む方向に進む。本当の意味の地方自治に向け、三重県が先頭になって進めていきたいと、こうおっしゃってみえます。

財政面でいいますと、平成24年度当初予算で県税収入が2067億円なのに一般会計の財政規模は6693億円のはずです。では、あとの4626億円はどこから来るのか。手数料や基金からの繰り入れ等の実績のある財源900億円余りや、県債1350億円余りを除くと2371億円が地方交付税等、国庫支出金や地方交付税など国に依存する財源になっております。

こんなへんてこなという表現をしますが、こんなへんてこな地方財政の形態で地方分権なんかはなりっこないと思うんですね。2000年の地方分権一括法によって、国、県、市町村が縦の関係から横の関係にと定義されているものの、約6700億円のうち約2400億円も握られていたら、ハンドルを回しても、右に切っても左に変えてしまう、こういう理由がここにあるわけです。ラジコン自治にストップをかけなければならないということなんです。

例えば、今度は、県から市町への補助金について申し上げます。

三重県から県内29の市町への補助金を平成22年度決算ベースで調べました

ところ、平成22年度の決算、一般会計で歳出が約7000億円、市町への補助金は219件912億6300万円、うち国庫から127億円あります。それから、市町以外の個人や団体への補助金は339件609億円、このうち国庫からは244億円あるんですね。合わせて、市町への補助金と個人、団体の補助金、三重県が補助金として出している平成22年度決算で合計は1520億円、7000億円、一般会計全体から比較すると22%にもなるんです。県内29市町への補助金が219件で912億円余り、そのうち国からおりてきているのが127億円、そして、県費から785億円余り、両方合わせて市町に出されておるわけですが、当然補助金は県の予算ですから職員の時間と労力を使って、県議会の審議を経て市町に移ります。219本を一律で論じることができないかも知れないですが、基本的には事業の実施主体の自治体に税収として上がっていてもいいと思うんです。ただし、三重県として県全体の統一性とか、バランス性とかをかんがみるときには、野放しになりはしないかという懸念はあると思うんです。それは予算を握るということではなくて、報告義務であったりとか、許認可であったり、補助金とは別の方法によって、手段によって調整できているんです。

このような状態にすることが地域振興という上から目線ではなくて、地域連携という対等な表現であらわせることになるのだろうと私は思うんですね。事業主体は県なのに国に頭を下げに行く。事業主体は市町なのに県に気を使う必要はないんじゃないかなと思っておるところです。

知事は、市町への権限、財源、人間の3ゲンの移譲と、うまい表現をされております。補助金が事業実施主体の自治体に税収として上がれば、県の事業執行の予算ではない912億円分の職員の時間と労力が省けることとなります。そして、市町の責任も重くなるのと同時に自由度も高まるんです。

さらには、339件の個人や団体への補助金609億円も、市町から支出されたほうがよい部分もたくさんあると思います。県の予算規模が20%ぐらい縮むこととなりますが、県民に対してのサービスが減るわけではなくて、三重県の財政がメタボからアスリートに変わる、そう思っております。

補助金を例に取り上げて申し上げてまいりましたが、地方分権の趣旨をそのまま実体化させるためには、国、県、市町の役割というものをも明確にすることが必要で、そして、その役割に見合った財源が確保されることが必要だと思っております。当然ながら、地方により税収の偏在がありますので、これは地方間での財源調整は一定量必要ではあると思っております。この議論は国のありようを変えるものでありますが、地方分権に対する知事の考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 地方分権についての考え方、国と県、それから、県と市町、それぞれ役割に見合った財源の確保、そういうことも含めてということではありますが、地方分権改革の推進というのは、国と地方が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方の自主性と自立性を高めることによって地方が自らの判断と責任において行政を運営することを促し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるべきものがあります。

その実現のため、私は国と地方の役割分担を適切に見直し、国、地方間の事務、権限の移譲、国の過剰な関与や義務づけ、枠づけの廃止、縮小、地方が担うべき役割と責任に見合う地方税財政制度の確立などに、国と地方が全力で取り組むべきだと考えております。

国では、平成21年11月に設置された地域主権戦略会議の議論に基づき、平成22年6月に地域主権戦略大綱が閣議決定され、昨年4月に国と地方の協議の場が法制化されるなど、一定ですが、進展があると評価しております。

また、地方税財政制度については、地方分権のため、地方が担うべき役割と責任に見合った財源が確実に確保されるということが大切であるということとあわせて、地方間の財源調整、財源保障というのも確実に機能されるという、そういう制度設計、両方の面の制度設計というのが重要だと私は思っています。

今後、こうした点について国と地方の協議の場も十分に活用しながら、地域主権戦略会議において、地方の実情を踏まえ、地方の意見を最大限反映した議論が行われるよう、全国知事会と連携し、国に働きかけてまいりたいと考えております。

そのため、平成24年度から政策提言・広域連携課という課を新しくつくります。これは今まで国と地方の関係を、受け身で全国知事会とかから言われたそのまま対応するんじゃなくて、政策提言・広域連携課という課を設置して、攻めの姿勢で先ほどの地方自治法の話や国と地方の関係、そういうものを研究し、提言していけるようにしていきたいと考えております。

それから、県と市町との関係でありますけれども、今も三重県権限移譲推進方針というのに基づいて毎年やっています。これは国から国のいろんな一括法とかで県から市町に権限移譲するものに加えて、市町と意見交換する中で、この事務はうちに移譲してもらっていいですよというようなものを移譲していくというスキームになっていまして、権限移譲も押しつけになってはいけませんので、よく市町と意見交換をしながら権限移譲推進方針をさらに少しでも増やしていけるようにしていきたいというふうに考えております。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） 大体意識は同じだと、共通していると思っておりまして、これまで感覚的に私も市議会におったことがあります。県に対して遠慮していたりとか、県も国に対して遠慮していたりとか、そういう気持ちがあったんじゃないかなと思いますが、遠慮なしにどんどんやっていっていただかんと非常にさっぱりせんのですよね、全然。余分な自分のところの仕事じゃないものがあって、それに手間がかかってというような状態であると思うんですね。メタボからアスリートにというイメージでぜひ頑張っていってほしいんですが、ここでついでに税金の集め方について申し上げ、これは答弁を求めないんですけれども、国、県、市町村の役割分担といったら、今度は自分のところの財源を自分のところで確保することになれば、国は国税を集めて、県が県税を集めて、市町村が自分のところの税金を集めると。今、個人

県民税は市町村で集めてもらっていますが、そうすると、それも県で集めることになるかという、効率等々で今市町村にお任せをしているところだと思うんですね。

税金を集めるのは、また違う理論があると思うんですわ。例えば個人市民税、県民税、住民税は翌年度課税になっておりますが、この翌年度課税というのが非常に払いにくくて集めにくい状態で、所得税と同じに現年度課税にすることによって、払うほうも集めるほうもやりやすい。そして、滞納が減れば滞納整理もなくなる。それもまた国に向けて意見を上げていくかというのを少しおっしゃってみえましたが、そこで御提案いただけるとありがたいと思うんですが、これは税務署が集めるのが多分納税者にとっては一番払わなきゃいけないという意識が出るのかわかりませんが、次年度課税の住民税を現年度で集める。これは集めやすい、払いやすい、滞納が減る。滞納整理がなくなる。それと、もう一つは、全国の市町村の窓口で徴税業務がなくなるわけなんですよね。これ、どこも損するところはないなと私は思っています、ただ、ただ、施行年1年だけはかぶるわけですわ。前年の住民税を払わなきゃいけない、当該年度を払わなきゃいけない。これは予告しておいて、予告だけしておいて、その年からはその年の税金を下さいと。前年度はもういいですよというような方法もとれると思うんです。何か納税者は得したみたいな気分だけれども、実は毎年払うことには変わらないと、こういう状態になるわけですが、これもぜひ言ってほしい内容でありますので、ちょっと心にとめておいていただけるとありがたいなと思っています。

それでは、最後に、人材育成について、それと、評価制度についてお尋ねをさせていただきます。

三重県政の中で人材育成は、最も大事な大きな政策であると思っています。よく時代の変化によって人の価値観が変わってきたと言いますが、私はあの言葉は逆だと思っていて、人の価値観の変化が時代を変えるんです。人口の増減ももともとは人の価値観の変化によって左右されていると私は思っていて、その結果を時代の変化と呼んでいるようですが、実は人の価値

観の変化によって時代が変わってきたと、こう思っておるんですね。

三重県政においても人によって運営されているのですから、人づくり、人事政策が最も重要であると位置づけるべきだと思っています。鈴木知事もやがて父親になられるようですが、県政運営も子育ても両立していただいて、子育てを経験することによってもっと器の大きな知事になっていただけたらと思っています。

予定日は6月だそうですが、実は6月には当たりが二つあるんです。6月9日、うちの娘の誕生日、6月17日、私の誕生日、ぜひこの当たり二つのどちらかに当てていただきたいと思うんですが、さて、本題に入らせていただきます。

世間一般には公務員の給料が高過ぎるのではないかという批判がありますが、その批判が当たっている職員とそうでない職員とあると思っています。当たっていないということはどういうことかということ、今よりもっと給料を上げてもいい職員は必ずいるはずなんですね。頑張った人は給与が増えるというシステムが必要だと思うんです。

県においても、管理職員は既に人事評価制度を導入していますが、一般職員について人事評価制度を試行している段階であると伺っております。一昔前よりも公務員の給与は評価によって差がついてきているように感じますが、一般職員の人事評価制度について現状の試行の状態から、本格導入を図って、能力、実績に基づく人事管理を徹底して、より高い能力を持った職員を育成するためにどのように進めていくのかをお聞かせください。

〔植田 隆総務部長登壇〕

○総務部長（植田 隆） 職員の人事評価制度についてお答えをさせていただきます。

みえ県民力ビジョンを着実に推進するためには、現場を重視し、県民とともに協創の取組を進めることができる高い意欲と能力を持った人材を育てる必要があります。行財政改革取組においては、まず、1丁目1番地として人づくりの改革を進めることとしております。

人づくりの改革におきましては、職員の意欲及び能力の向上を図るために、人材育成の手法や進め方を示します三重県職員人づくり基本方針（仮称）の策定でありますとか、勤務評価制度の検証と構築、多様な組織との人事交流の推進、また、高度な専門性や協創のスキルの向上を目指した新たな研修体系の構築や研修の充実などに取り組むこととしております。

とりわけ勤務評価制度につきましては、管理職員につきましては平成12年度から導入いたしまして、人材育成につなげるとともに、任用や処遇に反映をさせているところでございます。また、一般職員につきましては、職員の意欲、能力向上や組織力の向上を目的といたしまして、県職員育成支援のための評価制度を平成20年度から試行をしております。

この試行は、制度の目的を浸透させ、職員の育成につなげていくためにより効果がある方法を実証的に検証しようとするものでございまして、これまでも面談方法の見直しでありますとか、チームワークを重視する仕組みの導入など、改善を図ってきたところでございます。

今後、管理職員の勤務評価制度について検証を行うとともに、一般職員につきましては、人事委員会からの報告も踏まえまして、職員の理解と納得が得られるよりよい制度となるよう必要な見直しを加えながら、定着と施行を図り、能力や実績に基づく任用と処遇に取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上でございます。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） 試行中の一般職員の人事評価制度、試行ですから、試行は一定期間を定めて、その試行結果を検証して、やめるのか続けるのかを判断していくのが試行だと思っておりますが、そのスケジュール、平成20年度から始めて何年間試行して、今平成23年度の終わりですけれども、いつ検証して、結果、やるのかやらないのかと、そのスケジュールはどうなっているのでしょうか。お願いします。

○総務部長（植田 隆） 職員の理解と納得が得られるように、職員への説明

などを着実に行之まして、順次進めていきたいと考えております。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） 試行をいつまでかと聞いているんですが、試行はその理解を得られるまで延々とやるという答えなんですか。

○総務部長（植田 隆） 先ほどもお答えさせていただきましたように、よりよい制度となるような必要な見直しを加えながら、職員への説明などを着実に行之まして定着を図った上で施行に移りたいと考えております。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） 延々と試行するということがあり得るというお答えに聞こえます。試行ってそうじゃないと思うんですね、試行って。試行って、だって、その本格導入するかしらないかを決めるための試行じゃないんですか。部長のお答えって、試行のままずるずるずるずるいっちゃうと聞こえるんですが、それだけちょっとはつきりさせておきたいですが、お願いします。

○議長（山本教和） 明確に答弁願います。

○総務部長（植田 隆） 行財政改革取組の中におきましては平成24年度から27年度の中で取り組むこととしておりますので、その中で定着を図り、施行に移っていききたいと考えております。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） ありがとうございます。

評価をどうやってしていくかって、新しいものへの果敢な挑戦とか、問題を感知したら直ちに解決に向かうと、そういうことを評価にしていくということだと思うんです。

ただし、基準というのは、もう人が人を評価するしかないんだろうと思うんです。よく言われるのが民間の営業のような成績が数字にあらわれない。だから、なかなか評価制度の導入が難しいとこれまで言われてきたんですけども、民間企業もすべて数字にあらわれる職種ばかりではないし、選挙もまさにそれなんですよ、私らが選ばれるのも。結果は票であらわれますが、評価なんかは数字で全然あらわれへんで、4年に1度、有権者から評価を

受けるわけですね。その評価基準というのは有権者の価値基準で、4年もたてばその基準も変わってってしまうんです。そして、有権者から選ばれた知事と議会の価値観の優先順位で職員の評価基準を定めていくと、そういうことになると思うんです。時間の経過とともに評価基準も変化をしていきます。ゆえに人によつての評価しかなくて、もう一般職員の評価を係長がして、その評価をまた課長がして、その評価を部長がして、部長の評価を知事がする。知事が4年に1回、有権者から評価されると、こういう仕組みになっておるんだと思うんですわ。

ただ、今回申し上げたいところは、大震災向けに部長、次長、課長から10%、8%の貴重な浄財を出していただいております。また、財源不足に対して職員の方にも無理を言っている。どんどん減っていくようなイメージだけでも、やっぱり行政って人的サービスが多い仕事ですから、本当にできる人までどんどん下がっていくようなことであってはサービスが低下していくということを心配しておりますので、できる人はきっちり上げていくという人事評価制度をつくってほしいなど、そういう思いで質問させていただきました。

どうぞ今後も議会と知事と協力して、明るい三重をつくっていきたいと思いますので、そういう思いで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 28番 笹井健司議員。

〔28番 笹井健司議員登壇・拍手〕

○28番（笹井健司） こんにちは。

年度末、3月を迎えますとさすがに春の兆しを感じるわけでございまして、いつも議場に生けられる花を見るわけでございますけれども、今日の花は一層春を感じさせていただいております。

私も、うちの自宅から中川駅の東には県の農業研究所が位置をしております、自分の健康と元気を維持するために朝のウォーキングを欠かすことなくということでございまして、20年近くなるわけでございますが、県議会

議員に就任をさせていただいてから5年目、コースを農業研究所の方向へ変えまして、ちょうどうちから2キロになるわけでございます。農業研究所の四季折々の職員の皆さん方が一生懸命に研究を進められている果樹や施設栽培の状況をいつも拝見させていただいて、1日元気を維持するわけでございますけれども、そのことがこれからの質問にも関連していくかなと思うわけでございますけれども、どうかよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

今日は特にウォーキング、朝、夏場は5時半、冬場は6時をスタートとしておるわけですが、今日はこの日を控えて非常にうれしさが増したか、5時45分からスタートいたしましたわけでございます。ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

まず初めに、知事の所信についてということでございますけれども、鈴木知事におかれましては、就任早々から昨年2月に発生した鳥インフルエンザの事後処理や東日本大震災の復旧、9月には紀伊半島大水害など、県政運営では思いも寄らない激動の中、一時も気を休めることなく1年が過ぎてしまうのではないのでしょうか。

そうした厳しい情勢の中、さすがに若さと行動力でそれぞれの地域に赴き、地域の皆さん方との対話や実態を把握され、県政推進に御努力されているお姿に県民の皆さんも大きな期待をされていることと存じます。

鈴木知事の行動は、毎日の新聞など、テレビで報道され、この1年ですっかり知事として定着されました。元気があって気さくで親しみやすく、何事にも一生懸命取り組まれている姿が若い世代の女性からも、すてきな知事さんという声も聞かれ、人気抜群ではないでしょうか。

さて、平成24年度はいよいよと鈴木知事の思いを実現するための県政推進に当たり、基本理念として幸福実感日本一の三重を目指し、10年先を見据えたみえ県民力ビジョンの策定、行財政改革や昨年の自然災害の経験から、危機管理を基本とする組織の改変など、積極的な県政方針が示されました。こうした数多くの政策案の策定に当たっては、県民の皆さんの御意見や市町のトップ会談での意見や提案事項も反映されて、今後の県政推進の指針として

大きく期待されるものと思います。

そこで、鈴木知事がこの1年間で県内各地域へ訪問され、いろいろな体験をされたと思いますが、鈴木知事から見た三重県の人、三重の特性、そして、三重の将来像について伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御質問いただきました三重の人、三重の特性、三重の将来像ということにつきまして答弁させていただきたいと思います。

今、笹井議員からも言っていただきましたけれども、知事に就任後、できるだけ現地に赴き、自分自身の目で見て、様々な立場の方からお話を伺い、地域の課題や取組について自分の肌で感じるよう心がけてきました。地域のために様々な分野で活躍していただいている多くの県民の皆さんにお会いし、お一人お一人の地域への熱い思いとこれまで続けてこられた活動に深く感動することが多くありました。

私自身は三重に住んで5年目でありませけれども、そういう意味では三重の人というのはこんなのだというのを言うのは大変僭越であります、一つ感じた特徴は、非常に包容力、それが大きい、寛大に受け入れる力が強い。これは後ほど述べるいろんな東西の文化交流であるとか、あるいはお伊勢参りとか歴史的な経緯、あるいは温暖な気候、そういうものも左右しているんだと思うんですが、包容力が高い、そういうふうに感じています。

三重の特性ということでは、三重の地は、先ほども申し上げましたが、東西文化の交わるところに位置し、南北に長く、多彩な県土、豊かな自然の恵みを有しております。縦横に発達した街道交通の要衝として県内各地がにぎわい、人、情報、文化等の交流の場が形成され、それぞれの地域には先人から受け継がれた自然、歴史、文化等があります。ものづくりの拠点として産業が発展してきた県北部、恵まれた自然を背景に豊かな農林水産物を産出してきた県南部といった魅力の異なる地域の集まりの多様性、これが一つの三重の特徴であり、魅力でもありと考えております。

このような地域の多様性、今ある力を伸ばした上で、さらに一体感とか、

あるいはこの厳しい時代においても力強く前進していく力、こういうのを生み出すことができれば、より大きな力を発揮し、すばらしい三重県になっていくんじゃないかと考えております。

そのため、産業振興や観光PRを通じて三重の魅力を広く情報発信するとともに、国体の誘致など、スポーツの振興にも力を入れることで一体感の醸成に努めていきたいと考えているところであります。このような取組を県民の皆さんと一緒に展開することで自分たちの暮らす三重は日本一だと胸を張ることができるような、そんな形で取り組んでいきたいと考えております。

〔28番 笹井健司議員登壇〕

○28番（笹井健司） ありがとうございます。すばらしい評価をいただきました。そうした知事の思いが、みえ県民ビジョンに反映されているのではなかろうかと思うところでもございます。

鈴木知事が三重県づくりの熱い気持ちをもとに編成された平成24年度当初予算の骨子が年明けとともに報道されました。厳しい財政事情での50億の財源不足を職員の給与カットにより捻出するというところに私は驚いたわけでございます。予算編成の骨組みの段階で安易に職員給与に財源を求めるとはいかがなものか。職員の皆さんも一家の柱として厳しい生活設計を立てながら、県民の福祉の向上のため日夜努力されているとき、いきなり大幅な給与カットを打ち出されては仕事のやる気が一遍にうせてしまうのではないのでしょうか。幸い、たび重なる話し合いの結果、給与カット3%、32億の財源確保で合意され、当初予算の編成が成立したものと思います。

今回の当初予算の編成において、歳入歳出両面にわたる財源確保策を講じて、なお生じる財源不足を職員給与の減額によって財源の確保をしなければならなかったと提案説明で言われておりますが、国家公務員の7.8%給与減額で三重県においても職員給与の減額となりますと、今後、市町や民間企業で働く皆さん方まで影響するのではないかと心配をいたします。ひいては、社会経済の景気が一段と厳しくなるのではないのでしょうか。予算編成における財源確保をもう少し慎重に吟味することができなかつたのか、お伺いした

いと思います。

○知事（鈴木英敬） 一般職員の給料の減額での財源確保の点でありますけれども、平成24年度の本県財政は、社会保障関係経費や公債費の増加に加え、平成23年度において紀伊半島大水害による災害復旧費等の計上や県税収入の大幅な減額などにより、年度間の財源調整を図るための財政調整基金の残高が大幅に減少していることから、極めて厳しい状況にあります。

こうした中、予算要求時点で、全員協議会などでも説明させていただきましたが、291億円という多額の財源不足、また、財政調整基金には災害の発生等不測の事態に備えるために10億円を確保しておく必要があることから、合わせて301億円の調整が必要となりました。

そこで、歳入面では、土地開発基金など基金の活用で100億円、退職手当債など県債の活用で50億円、合わせて150億円を捻出しました。歳出面では、県有施設修繕などの先送り、基金積立金の減額、不要不急な事業、効果の低い事業の精査、事業規模の圧縮による経費の削減、これらで119億円の削減を図りました。このように、最後の最後まで歳入歳出の両面にわたりあらゆる手段を講じてきたところでありますけれども、それでもなお財源不足の解消には至りませんでした。

こうした中、平成24年度の予算編成を確実にを行い、県民の皆さんに対する行政サービスを停滞させることなく、その成果を確実に届けていくため、職員組合等に十分な説明を行い、理解を得た上で、職員の皆さんには心苦しいことではありますが、一般職員の給料の特例的な減額を実施することとしました。したがって、決して安易にということではありませんので、御理解をいただければというふうに思っております。

先ほど、議員からも職員の士気の低下というようなことについても言及がありました。今後とも職員の皆さんがそういうモチベーションを上げていただいて、働きやすい県庁づくりというものに向けて三重県では労使協働の取組が、これは先進的な取組でありますので、そういうものを通じて職員との対話を大切にして、職員がやる気を失うことなく、個性や能力を発揮して生

き生きと働くことができる、そういう県庁にしていけるようにしっかり努力していきたいと思います。

〔28番 笹井健司議員登壇〕

○28番（笹井健司） ぜび職員の皆さん方が本当に元氣よく知事の片腕となってそれぞれの施策を推進できればと思うところでもございますけれども、もう一つお尋ねしたいんですけれども、知事が2割カットというのを政策集で訴えられていると思いますけれども、今後、もちろん管理職のほうはもう少し減額するということが提案説明でもうたわれました。2割カットも今後どうなるのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 先ほど申し上げた今回の一般職員の給与の減額については、私が選挙のときに申し上げていた2割のことは別物であって、今の2割の部分については、今回出させていただいた行財政改革取組の中で職員数の見直し、あるいは給与の見直しということを書かせていただいておりますので、この任期のうちにあらゆる方法を尽くしてやっていきたいと考えております。

〔28番 笹井健司議員登壇〕

○28番（笹井健司） 鈴木知事の政策指針の第一歩、職員の皆さんが知事と一体となってそれぞれの諸事業推進にやる気を持って頑張っていただけるのか心配でありますけれども、先日、我が会派の前田議員の代表質問の際、知事の答弁の中で、この1年間で不足していたのが職員との対話、今後の課題に職員のやる気、総合力の強化を掲げられました。

私は、昨年5月、議会選出の監査委員として議員皆様方の御同意のもと鈴木知事から拝命し、以来、代表監査委員の方々の御指導をいただきながら監査業務に携わってまいりました。県職員の皆様方がそれぞれの分野で活躍されているお姿や関係する財政支援団体などの運営状況を拝見することができました。貴重な体験をさせていただいております。

また、先般実施されました職員皆様方が日ごろの仕事の成果を発表する場として、率先実行大賞は創意工夫のもと、県政発展のため一生懸命頑張っ

いる姿は見事であると思います。私も毎年拝見をさせていただいておまして、本当に素晴らしいそれぞれの所管のお仕事の内容がかなと思うところでもあります。どうかその意気を失うことのないよう県政推進に努力されることを期待いたしたいと思います。

次に、今回の知事の就任に当たりまして、組織改正が提案をされました。その中での農林水産部につきましてお尋ねをしてみたいと思います。

知事が基本的な考え方で示されているように、みえ県民力ビジョンを着実に推進するとともに、県民の皆さんから見て、わかりやすい組織、しかも簡素で効率的、効果的な組織体制の必要から、大胆な改正を提案されました。確かに、昨年発生した自然災害、現状の社会情勢、そして、将来を見据えた県政方針を的確に推進していくためには、理を得た組織改正だと思っています。

中でも農林水産部については、昔に戻った組織とか、斬新さがなくて、人の評価は様々ですが、現状の三重県の風光明媚なバランスのとれた素晴らしい自然環境をいかに維持していくか。また、第1次産業における多くの課題を解決していくためにも、農業、林業、水産業は一体でなければならぬし、それぞれの連携のもとに的確な行政運営が求められていると思います。

私も今日まで、農林水産の一体性は機会あるごとに主張してまいりましたが、鈴木知事の決断によりまして農林水産部が誕生したことに今後の県政運営に大きく期待するところでもあります。

しかし、第1次産業を取り巻く実態は多くの課題が山積しております。一段と厳しいものがあるのではないのでしょうか。まず、私の身近なところの農業の現実と課題について申し述べたいと思います。

私の住んでいる嬉野地域の農業経営の実態は、米づくりを基本として、米の生産調整において麦、大豆を作付しながらの認定農家の皆さんと集落営農で頑張っておられる農業経営者が中心となっていますが、面積の大半は兼業農家が占めております。農業に従事する人は60から70歳で、高齢化が進む現状でもあります。

兼業農家の皆さんは厳しい農作業や高額な農機具を購入しても採算がとれ

ず、年々農業離れが増加しております。認定農家の皆さんに委託することが多くなってきているのも現状でありまして、認定農家にも限度があります。田畑の維持管理もできない状況にあります。後継者や担い手も見つからず、将来の農業経営に悩んでおられるのが今の実態であるわけでございます。

また、中山間地域における農業は毎日が鳥獣との戦いで、捕獲どころか頭羽数が増加する一方で、農業もあきらめざるを得ない現状であります。耕作放棄地が年々増加している状況でもあるわけでございます。

認定農家の皆さんは、年々増える兼業農家の受託作業で能力の限界で、頑張っておりますけれども、もうかる農業にはなかなかつなげてこないというのが現状でもあります。

地産地消、安心・安全のもとに老体にむち打って施設園芸野菜づくりや嬉野大根づくりに頑張っていますが、認定農家も作付面積を縮小しなければならない状況になってきております。

若さあふれる時代の嬉野大根は、大阪市場でも名声を博したときもありました。認定農家のサークル活動も減少の傾向にあって、従来のような元気がなくなってきているのも現実であります。このことは栽培面積の減少でJAと農家の連携や県行政における人員削減での営農指導員の減少も影響しているのではないのでしょうか。

先日、西場議員から御指摘をいただきました営農指導員のもう少し充実をしてはどうかという御意見もあつたと思っておりますけれども、このような農業経営の現状の中、もうかる農業に向けて具体的な政策が示され、その実現に期待をするところでありますが、当局の考え方をお伺いしたいと思います。

もう一つ、水産の現状と課題をお伝えしたいと思います。

県内の豊富な水資源と漁業生産の盛況が漁業者の高齢化と減少、水産物消費の低迷によりまして水産業を取り巻く状況は厳しい状況の中、漁協の一本化に向けての合併が今検討されているようです。

また、昨年自然災害などで山からの流木が流れ出し、近海の漁場に堆積したり、海岸に打ち寄せられたりして、漁場の汚染や除去にも大変苦勞をさ

れているようです。

さらに、流域下水道の排水処理が良好過ぎて排水に栄養分が不足するという事も聞きながら、近海漁やアサリなどの育ちに大きな影響をしていると聞きますけれども、今後の水産業についてもお伺いしたいと思います。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（渡邊信一郎） まず、もうかる農業の実現について御答弁申し上げます。

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手の不足、輸入農産物やデフレなどの影響による価格の低迷、中山間地域等での鳥獣害の深刻化、さらにはこうしたことに起因する農産漁村の活力低下など、厳しい状況にございます。

このような厳しい環境に対応し、農業をもうかる産業へと発展させていくためには、食に対する消費者の多様化する期待にこたえ、将来にわたって持続可能な農業経営を確立していくことが重要であると考えております。

こうした考えに沿って今議会に提案をしております三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画では、消費者に支持される米づくりの促進、競争力を持ったリーディング産地の育成、創出、効率的な農地を担い手へ円滑に集積する仕組みづくり、獣肉活用も含めた総合的な鳥獣害対策、6次産業化など地域の魅力を生かした商品の開発など、産地づくり、担い手づくり、商品づくりを核にもうかる農業につながる多様な取組を進めていくこととしています。

こうした取組を着実に進めていくため、地域活性化プランによる農業、農村の活性化に取り組むとともに、緊急課題解決プロジェクトのみえフードイノベーション・プロジェクトを重点的に進めることにより、売れてもうかる三重の農業の実現につなげてまいります。

次に、水産業の振興についてお答えいたします。

水産業を取り巻く現状は、魚介類の減少、漁業者の高齢化、担い手不足、漁場の環境の悪化などの影響を受け、極めて厳しい状況にあるとともに、漁

業者の経営力の強化や漁協経営の改善も大きな課題であると認識しております。

これらの課題に対応し、水産業、漁村の振興を図っていくためには、県民の皆さんが期待する水産物の安定的な供給、水産物の付加価値化による水産業の競争力強化、環境保全や憩いの場の提供といった水産業、漁村が有する多面的機能の発揮などを着実に実行していくことが重要であると考えています。

そこで、例えば伊勢湾地域においてはイカナゴ、アナゴなどの資源回復、干潟、アマモ場の造成などによる漁場環境の整備、桑名のシジミの味噌煮込みうどんやカタクチワシを利用した白塚ぎょうざなど、地域色を生かした商品の開発、海水の高温化に強いノリの品種やアサリやノリの新商品の開発など、生産力の向上や水産物の高付加価値など、地域自らがその方針を定める地域水産業・漁村振興計画の策定、実行を通じて支援することで、売れる水産業、さらにはもうかる水産業の実現につなげてまいります。

以上でございます。

[28番 笹井健司議員登壇]

○28番（笹井健司） ありがとうございます。

農業の実態におきましては、嬉野大根も盛況な折は、当時の町ですけれども、三雲町と合わせて約10ヘクタールぐらい栽培をしておりました。現状も後継者が見つかったようなものの、2ヘクタールぐらいに減ってきておるといってございまして、せっかく地域づくりの中での嬉野大根が名声を博したわけですので、もう一度そうした部分が復活できればと思うところでもございます。

さらには集落営農では、役場の振興局近くは嬉野権現前という集落になっておまして、その「権」をとって、大豆栽培を地元の豆腐屋さんとの契約栽培、その大豆は津市の美里原産と聞いておるんですけども、美里という名前の大豆を非常においしくて大粒でということで、それを契約栽培しながら豆腐とか、そういう加工品に使っているわけでございます。うまく豆腐屋

さんと連携をしながらそうした地域づくり、まさしく地産地消に基づいてやっておるんですけれども、どうにか法人化もいたしまして、もうかるまでは行かないかわかりませんが、何とかとんとんというような状況でございますので、こうした集落営農がもう少し充実して、まさしくもうかる農業につながってくればと大きく期待をするところでもございますけれども、これからは地産地消からやっぱり志産志消、志を持ってそれぞれものづくりをする、志を持って消費者に提供するという方向の中身の問題になろうかなと。

先日、先々週ぐらいでしたか、いつものNHKの10時からのプロフェッショナルの放送の中で、愛媛県か何かのユズのポン酢のレッテルのそうした問題、あるいは卵の栽培が一生懸命に、地鶏で力強く卵を生むために、野で飼って放しの卵を単なる10個入りのパッケージに入れて店へ出してもなかなか消費ができない。それを最近の核家族の中での夫婦目当ての2人のケースに入れるとか、あるいはそれを5個にするケースにするとか、そして、レッテルを消費者が目につくようなデザインに変えるということによって非常に効果が上がって、ばんばんと売れ出したという放送もしておったんですけれども、やっぱりデザイン、瓶一つのレッテルを張るのも創意工夫が必要ではなからうかなということが言えるわけでございまして、そういうほうも、私、気づいたところでもあるわけでございます。

そういうことで、これから本当に志産志消、やっぱり志を込めてそれぞれのものづくりから、あるいは消費者の皆さん方に安心して食品を届けるということにぜひ実現をしていってほしいなと思うところでもございます。

水産の現状はそういうことで、具体的な方策をいただきました。しかし、下水道整備、流域下水道で本当に計画以上に私のまちも下水道事業は終わってきたわけでございまして、本当に確かに河川はきれいな水が流れるようになりました。それが海へ流れていく。かえってきれいになり過ぎて栄養分が失われるというのも聞かされておりますので、いま一度そうした研究もこれから進めていただければと思うところでもございます。

もう一つは獣害対策でございまして、これが本当に地域の一番大き

な問題になっているかなど。山の問題にしろ、中山間地域におきましても、私の嬉野地域で薬王寺という地域は本当に伊賀米に匹敵するようなおいしい米の産地でありますけれども、町内でもその周辺だけが本当に一志米として名声をいただいておったんですけれども、五つぐらいの谷合いがありまして、せっかく全部圃場整備が完了して、農家の皆さん方が一生懸命に米づくりをしておっても、イノシシ、あるいは猿に、あるいはシカに全滅をされて、もうやる気を失ったというのが一昨年のお話でございまして、もう農業、手を挙げて本当に草まるけになってきた状況でございまして、本年、国の鳥獣害防止総合対策交付金をいただいて、地域の皆さん方全員が参加をして、そうした防止網の設置をしたということで約8600万、これは松阪全体の27カ所を8600万を交付いただいて、それぞれの地域に設置されたということでございます。とりわけ薬王寺の地域で8.3キロメートルの防止する網を設置したということでございますけれども、元気でそうした作業ができる地域はそうした交付金をいただいてということになるかと思っておりますけれども、そうやってしまうとやっぱり防護さくをしていない地域へまた獣害等が移動していくということになりますので、ぜひ体力的に無理な地域にあってもそういう国の助成をいただいて早急に獣害対策が講じられることを望むところでもございます。

いろいろ農業施策にしろ、水産施策にしろ、すばらしいビジョンの中でこれからの県政の状況を非常に期待するところでもございますので、ぜひ具体的な方策を実現できるように御努力をいただきたいと思うところでもございます。

さらに、林業の現状と課題に移らせていただきます。

県内の山々は、杉、ヒノキの人工林が50年を経過し、豊富な森林資源を有しております。ライフスタイルの変化によりまして木材需要の伸び悩みとともに、林業産出額も低迷しているのが現状ではなかろうかと思っております。

林業に従事する人たちの高齢化も進み、人材不足によりまして山の手入れができず、間伐材は切りっ放しで、美しい山々は荒廃が進む一方でもありま

す。

昨年のように大雨が降ると、土砂崩れが発生したり、放置された間伐材が流れ出してしまいます。下流の農地や海にまで大災害をもたらすわけでございます。

また、山間地域に住む皆さん方も、高齢化や空き家が進み、災害時における山の変化や異常を発見することもできない現状にあるわけでございます。特に近年、緊急事態が発生したときの情報伝達が最も重要なことですが、停電でも発生したならば、全く孤立してしまいます。携帯電話通信網の充実が急務でもあります。

さらに、山林所有者の方々も持ち分の位置や境界も把握していない実態も多くなってきております。年々山の管理も困難になってきているようでございますが、そうした状況の中、近年、海外の投資家が日本の山々を大規模に買収し、飲料水の確保などを占有しようとする計画も聞かれます。このことは昨年も私はお尋ねをさせていただきました。おかげさまで、三重県ではその実例がないとのことでありましたが、現状の制度ではそうした土地の買収は可能ではないでしょうか。三重県の山々がそのような買収をされないように、法の改正を訴えてでも措置すべきだと思いますが、お伺いをしたいと思います。

〔辰己清和環境森林部長登壇〕

○環境森林部長（辰己清和） 海外投資家による森林の買収についてでございますが、現状を申し上げますと、外国資本による森林買収が林野庁のほうで取りまとめられておまして、一昨年、平成22年で10件、45ヘクタールの買収行為が行われ、それで、平成18年から22年、22年の12月までということでございますが、北海道、兵庫県、山形県、それから、神奈川県、長野県で合計40件、620ヘクタールの森林が外国資本に渡っているというふうにされております。

県内では、先ほどございましたように、平成18年と20年に外国資本と思われる買収の動きもございましたが、現時点におきましては売買の事実は確認

されておりません。

それで、県のほうでは、様々な機会をとらえまして市町や森林組合等に情報提供を求めるとともに、関係部局による連絡会議、これを設けまして情報を共有し、実態把握に努めております。

また、国への要望ということでございますが、平成21年と22年に国に対しまして外国資本等による森林買収や適切な管理体制に関する法律整備の要望を行いました。国では、平成23年に森林法を改正いただきまして、平成24年4月から森林を新たに取得した者は、面積の大小にかかわらず、市町村長へ届出というのが義務づけられたところでございます。

また、水資源の保全という観点から、国のほうでは議員立法による法制化の動きがございますし、地方では、北海道などでは議会のほうへ条例案が今提案されているという状況でございます。

県では、先ほどの森林法に基づく新規届出制度の普及啓発、市町と連携して、これを4月1日からに備えたいというふうにしてございまして、この届出を活用して取引の実態をさらに把握していくとともに、全国の買収の実態や他県での対応状況について情報を収集していき、必要があれば国に対して制度改正などを要望してまいりたいと、このように考えております。

〔28番 笹井健司議員登壇〕

○28番（笹井健司） ありがとうございます。

本当にこれからそうした買収がされないように本当に心配をするところでもございまして、ぜひ常にそういう注意を払っていただければと思います。

まさしく、農業、林業、水産業、本当に農林水産部の誕生によりまして連携を密にいただくものと思います。これから進められようとしておりますけれども、環太平洋連携協定、T P P、これが具体化してくると現状のままでは本当に第1次産業が一遍に壊滅されるのではなかろうかなと思うところでもございまして、基礎づくりをこの10年の間にはしっかりとやらなければと私も思うところでもございます。それぞれのビジョンの中で具体的な方策が出されておりますので、ぜひ実現をしていただくように御努力をいただき、

大きく御期待を申し上げます。

次に、道路関係のほうへ御質問を移りたいと思います。

国道23号中勢バイパスの整備についてということでございまして、一般国道23号は三重県を南北に結ぶ幹線道路で、産業、観光における大動脈として、また、地域の生活道路として重要な道路でございます。しかし、朝夕の通勤時間帯は多くの交通が集中し、慢性的な渋滞が発生しています。多くの交通事故も発生しているのが現状であります。この交通渋滞の解消や交通事故をなくすためにも、中勢バイパスの早期の整備が強く望まれているところでもあります。

去る2月5日、津、松阪工区の3.9キロメートルが地権者の協力と関係者方々の御努力により竣工の運びとなりました。松阪から鈴鹿までの総延長33.8キロメートルのうち57%が供用を開始されたところであります。

私も、合併前の町の時代には中勢バイパス建設促進期成同盟会の一員として参画させていただきまして、事業推進における関係機関への陳情活動が昨日のように思い出されます。

総延長を11工区に分けられて事業が進められてきましたが、事業開始から約30年、供用開始されたのがこのたびの完成で全体の57%の出来高、景気の低迷や昨年の大震災等での公共事業予算の減額が余儀なくされ、これからの中勢バイパスの一气通貫の完成はいつになるのでしょうか。心配するところでもあります。

私は、元気で自ら運転ができるときにぜひ33.8キロメートルを通行したいと思いますが、この夢がかなうのでしょうか。未完成の事業工区はまだ30年以上も年数がかかるのでしょうか。

また、このたびの完成工区3.9キロメートルを通行させていただきました。さすがに信号もなく、見晴らしもよく、快適な通行ができます。開通後は既に日1万1000台を超え、一般国道23号も2ないし3000台は緩和されているとのことですが、今回の完成により沿線の住民から早期全線完成の要望、期待が一層強くなってきております。

中でも、完成した国道165号久居地内と既に供用している国道163号津市内の間が早期に完成することにより、効果は非常に大きいと考えています。今後の中勢バイパスの事業計画についてお尋ねしたいと思います。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（北川貴志）** 国道23号の中勢バイパスの整備についてお答えいたします。

去る2月5日に国道165号から県道嬉野津線間の約4キロメートルが今年度開通しました。さらに、今年度内ですが、津市の北部、旧河芸町の地内ですが、県道三行上野線から国道306号までの約1キロメートルについても3月18日に新たに供用されるということをお聞きしております。

さらに、今後の事業計画でございますが、県道の津芸濃大山田線の交差点、既に供用はされていますが、その立体化工事、津インターへ向かう道路の立体化工事ですが、現在工事中ですが、平成24年度、来年度には立体化ができる。さらに、御指摘のありました国道165号から国道163号までの未供用区間、これは6キロメートルありますが、平成26年度の供用を目指して事業が進められている。さらに、鈴鹿市内には8キロメートル、まだ未供用の区間がございますが、うち2キロメートルについても平成26年度に供用予定ということなんです。

ですから、平成26年度末には延長33.8キロメートルのうち、約83%に当たる28キロメートルが供用されることになるかと聞いております。残る未供用区間が5.8キロメートルほどございますが、関係市とともに国に対して整備の推進、早期の全線供用を強く働きかけるとともに、県としましても、県負担等の関係予算の確保に努めてまいりたいと思っております。

〔28番 笹井健司議員登壇〕

○**28番（笹井健司）** 今まで以上にあとの残された未完成の部分が進みそうでございますので、少しは安心をいたしました。2月5日の津、松阪工区の竣工式典において、鈴木知事から中勢北部サイエンスシティ工業団地の発展にも重要な道路であると祝辞を賜りました。中勢バイパスの完成による産業経

済への波及効果は大変大きいと思います。道路は全線が整備され、つながってこそその効果が発揮できるものと考えるので、直轄事業ではありますけれども、県として早期全線完成に一層の取組を期待いたしたいと思います。よろしく願い申し上げます。

次に、松阪市嬉野地域の道路整備についてお伺いしたいと思います。

県道嬉野津線の中勢バイパス周辺の交通安全対策についてでございます。

このたびの2月5日に完成をいたしました中勢バイパス津、松阪工区3.9キロメートルが供用されたことによりまして、中川駅周辺と中勢バイパスを連絡する県道嬉野津線の交通量が久居方面からの近鉄中川駅への乗り入れのため、通勤、通学者の通行が増加してまいりました。安全対策がぜひ急務となってきておるわけでございまして、この道路は従来から小・中学生の通学道路でもありまして、保護者からの安全対策の要望も強く、今後の県の取組をお伺いしたいと思います。

さらに、県道嬉野美杉線の道路の整備でございます。

嬉野地域の道路整備は、中川駅周辺地域と伊勢自動車道より西側の地域と比べると随分差があるように思います。伊勢自動車道より西側の道路整備に一層取り組んでいただくことを要望するところでございますけれども、この地域にある県道嬉野美杉線は、全線整備がされれば中川駅周辺地域と国道368号を結ぶ最短ルートとなるとともに、嬉野上小川町や嬉野小原町の地域住民の重要な生活道路となっているわけでございます。この地域では平成21年、台風18号で甚大な災害をこうむりました。以来、県当局の御尽力により復旧工事を進めていただく中、おかげさまで落橋した橋も新たにかかけかえいただきまして、災害前の姿に戻りつつあります。今日までの御尽力に心から感謝申し上げます。

山間部でお住まいの皆さん方も年々高齢化が進んでまいりました。敏速な行動もできにくくなっている状況でもあります。元気な方々がお互いに助け合いながら、日々の暮らしを頑張っておられます。そうした中、唯一の自動車利用は欠かすことのできない日常生活における交通手段であり、道路網の

整備が重要となっております。市内への交通や近隣の美杉町は従来から交流の深い地域であります。人々の行き来には欠かすことのできない生活道路でもあります。

そうした中、県道松阪青山線の道路改良を進めていただいておりますが、台風や大雨で通行どめになったりし、交流が途絶え、毎日の生活に支障を来す現状でもあります。嬉野上小川町から美杉町上多気間の整備状況は、以前、嬉野上小川地域内で改良工事が進められましたけれども、中断され、現在に至っております。現状は嬉野、美杉の境は通行不能となっておりますが、ぜひ道路整備を復活いただき、地域住民が安心して暮らせる生活道路を確保してほしいと思いますが、県の考え方をお伺いしたいと思います。

3点目、県道松阪久居線交差点及び踏切改良でございます。

嬉野地域においてはそれぞれの県道が交差し、いずれも日常生活においては生活道路として重要な路線であります。車社会の現状では年々通行量も増加の一途であります。特に中川駅周辺の市街化とともに通行量の増加により、朝夕のラッシュ時は車の渋滞が見られ、右折専用道路のない交差点や名松線踏切が自動車、歩行者の通行に支障を来している現状であります。

踏切改良は従来から軌道における他の踏切を廃止しなければならない制度になっているようですが、現状の社会では、生活道路に接続するそれぞれの踏切は日常生活に最も重要な役割をしており、そう簡単には廃止できないのが現状でもあります。幹線道路は交通安全対策からも優先すべきと思いますけれども、踏切改良における制度改正も含めてお伺いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（北川貴志）** 県道3路線の取組についてお答えいたします。

まず、嬉野津線の交通安全対策でございますが、松阪市嬉野中川町の三重県農業大学の入り口前から嬉野新屋庄町の国道23号中勢バイパスまでの1400メートルの区間につきまして、歩行者の安全確保を図るため、平成22年度よりあんしん路肩整備事業に着手しており、平成23年度、今年度中に300

メートルの間を供用整備いたします。引き続きまして、残り1100メートルの早期完成に向け、平成24年度以降も事業の推進に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、嬉野美杉線でございますが、この道路、中川周辺から中村川沿いの道路でございます。最上流部の集落が嬉野小原町、嬉野上小川町と、その先が津市美杉町下多気との間が、現在、白口峠という峠があるんですが、そこは地形も厳しく、車が通行できない区間になっております。この区間の整備ですが、多額の費用も必要と考えられることなど、最近の道路整備予算の状況の中ですぐに事業に着手するのは非常に厳しい状況かなと思っております。

一方で、嬉野上小川町から中川駅に向けての区間ですが、この間も地域の生活道路として利用されておりますが、まだまだ幅も狭く、カーブもきつい未改良区間の連続でございます。この区間について部分的な改良など、柔軟な手法を取り入れた整備につきまして、地元、市の意見も聞きながら、優先度等について検討を行ってまいりたいと考えております。

最後、松阪久居線の交差点改良、あるいは踏切改良の点でございます。

全県的に交差点改良、あるいは踏切改良につきましては、多くの要望をいただいております。重要な事業であると考えております。

交差点改良ですが、要望のある交差点における交通事故とか、渋滞の発生状況、交通量などから事業の必要性、あるいは緊急性等を総合的に判断し、整備を進めているところでございます。

一方、踏切改良につきましてですが、鉄道事業者に対して、県としましては、踏切改良に当たって踏切の統廃合を前提としないよう、いろんな機会をとらえて申し入れているところではございますが、鉄道事業者からは踏切事故を防止するため、依然として近接する踏切の除却、統廃合を求められております。こういうことによって調整が難航しているケースも多々ございます。名松線の踏切につきましても、地元の市や、また、地元の地域の方々の協力を得て、継続的に鉄道事業者に要望を伝えるなど、調整を図って早期の実現

に努めたいと思っております。

以上です。

〔28番 笹井健司議員登壇〕

○28番（笹井健司） ありがとうございます。

それぞれの県道の交差する嬉野地域でございますけれども、まだまだ交差点改良等で渋滞する状況や、本当に踏切がなぜ改良できないのかなということで、住民の皆さん方も本当に鉄道が通らない名松線がなぜ改良できんかなと思うんですけれども、嬉野地域だけじゃなしに、それぞれ県内を走っておりますとそうした踏切改良が必要な箇所がたくさんあります。

鉄道事業者の許可がなければということが原則ですけれども、旧態依然としてその考え方が変わらないというのが私は不思議でなりません。今の自動車交通がこれだけ急速に発達して重要な自動車の時代の中で、安全対策をするべきはやっぱり踏切をしっかりと改良して、一層通行をスムーズにやって安全対策を講じるべきだと思いますし、他の踏切を改良分だけなくしてこいと言われても、今は本当に生活の道路として小さな踏切でも重要でございますので、そう簡単には本当に踏切を廃止することができないというのが現状でございますので、鉄道事業者の考え方、規定はないかわかりませんが、その説得をぜひ知事自らよろしくお願いを申し上げたいなど。何度言っても一緒の状況でございますので、そうした鉄道事業者が大きな改革をしない限りはできないかなと思っておりますので、ぜひひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

いろいろ申し上げてまいりましたんですけれども、本当に新しい年度の始まりと同時に、新しいビジョンに従って知事のすばらしい行動力でそれぞれの具体的な事業が実現することを本当に期待するところでもございます。一層の三重県の発展が急速に進むことを心から希望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（中村進一） 県政に対する質問を継続いたします。20番 村林 聡
議員。

〔20番 村林 聡議員登壇・拍手〕

○20番（村林 聡） 度会郡選出、自民みらい、村林聡です。どうぞよろしく
お願いいたします。

では、通告に従いまして、順番に質問させていただきたいと思います。

まず、一つ目の項目は、川との向き合い方というふうタイトルをつけさ
せていただきました。これはどういうことか今からお話ししていきたいと思
います。

地域の人たちとお話をしたり、一緒に地域を歩いたりしておりますと、川
の様子が昔と比べると随分変わってしまったというお話をよく聞きました。
それも一つの特定の川とかではなくて、あちこちの川でそういう話を聞くん
です。宮川の支流のような比較的大きな川でも聞きますし、ほとんど一つ、
二つの集落を流れているだけのような川でも同じようなお話を聞きます。

例えば川が埋まってしまったとかでありますとか、川の中に木が生えてき
てしまっているとか、あるいは子どものころにこの橋の下から飛び込んで遊
んだんだと。今では考えられないよねとって、川底が顔を出しているところ
を指さすような方とか、あるいは今は水がないように見える小さな川でも

昔はアユが上ってきていたんだというようなお話であるとか、もう少し大きな川になりますけど、天然のウナギが一晩で5本もとれて、今はとれないものでその味が懐かしくてしょうがないんだというお話であるとか、川にはびっしりとコケが生えていて、川の中に足を踏み入れますとそれはもう滑って危なかったんだとか、昔はそれくらいコケが生えていたんですよというお話なんかをいろいろお聞きするわけです。

どぶや排水路にしか見えないような川でも、その川を通りかかったときに、たもを持った子どもたちがエビがいたんだといっってはやし立てていたことを見かけたときには、ああ、こんな姿をしていてもやっぱりここは川なんだなと、非常に胸が痛みました。

私は、地域の人たちとこのテーマについて話し合っていくうちに、ひょっとすると行政の言う治水という言葉が偏ってしまっているのかもしれないな。山に降った雨を早く安全に海まで流す、そういう治水なのだから、川が排水路みたいになってしまうのかもしれないなというようなことを考えるようになりました。

そんなときに1人の方が、あんたの言うようなことが書いてある本があるよといって1冊の本を紹介してくれました。それは富山和子さんという方が書かれた本でした。何だかお名前に聞き覚えがあるなと思って経歴のところを見ましたら、著書に『川は生きている』とか、『森は生きている』とか、『道は生きている』といった児童書、子ども向けの本を書かれているというようなことが書かれていました。内容までは覚えていないけど、確かにそういう本を子どものころに読んだなというふうに思い出しました。有識者としても有名な方の方ですので、皆さんも御存じかもしれません。

それで、去年の夏ごろ、ついに思い立ちましてその富山和子さんに連絡を試みたくてですね。私はこういう問題意識を持っているのですけどということ。すると、何とありがたいことに富山和子さん御本人から電話をかけてきてくれたんです。その電話でちょっと聞いてみました。

山に降った雨を早く安全に海まで流すという治水では川は排水路みたいに

なってしまうように思うということと、何だか1本の川を見ても行政の管轄によってばらばらに分断されていて、それぞれ自分の範囲は見えていたとしても、だれも1本の川を、全体として1本の川として見ていないように思うんですけど、どうですかということを知りました。

そして、その上で一つお願いをしたんですね。先生にお弟子さんはいらっしゃいませんか。政務調査をしたいので僕と一緒に川を歩いてくれるようなお弟子さんを紹介してくれませんかというふうをお願いしたんです。しかし、先生はこうお答えになりました。残念ですけど、弟子は育たなかったのです。行政が川をばらばらにしているように、学問の世界も専門分野ごとに川をばらばらにしているんだと。自分は最初から大学で研究していたというわけではなくて、もともとはジャーナリストで、現場を歩く中でこういった問題があるということに気がついて取り組んでいったんだ。だから、自分しかいないんだというようなことをおっしゃいました。そして、先生からは、ぜひ頑張ってくださいというふうな励ましを受けましたが、そこで考え込んでしまいました。まさか学問の世界までばらばらになっているとは思っていなかったものですから。

考え込みますと、ひょっとしてこの国を覆う閉塞感というものも実は同じ問題なんじゃないかなということまで思いました。それぞれが専門分野で一生懸命やっているんですが、全体としては何も変わらないというようなことが実は起きているのではないかなというようなことまでそのとき考えてしまいました。

考えた末、しかし、そうすると、やっぱりまずは行政が川を全体でとらえるというところから始めるべきではないかなというふうに考えるようになりました。そう考えますと、三重県には宮川流域ルネッサンスという事業があるわけです。

ここでまず質問をさせていただきますが、宮川流域ルネッサンス事業のこれまでの取組と成果を教えてください。政策部長、どうぞ御答弁よろしく願いいたします。

〔梶田郁郎政策部理事登壇〕

○政策部理事（梶田郁郎） それでは、宮川流域ルネッサンス事業の取組と成果について御答弁させていただきます。

宮川流域ルネッサンス事業は、豊かな自然とすぐれた地域資源が存在します宮川流域を日本一の清流を有する地域として次世代に引き継ぐということを目的としまして、平成9年度から環境保全とか、魅力ある地域づくりなどに総合的に取り組んでまいりました。

これまでの取組を通じまして宮川が全国一級河川における水質日本一、これを5年連続で獲得しておるのをはじめまして、森林の整備とか、宮川流域案内人という方がいらっしゃるんですが、これらの方々が地域の自然とか、歴史、文化、こうした地域資源を生かした取組をしていただいております、多くの成果を上げてきました。また、宮川流域ルネッサンス協議会を中心に、住民とか、企業、行政等様々な主体が参画する取組が地域に定着してきたところでございます。

県といたしましては、今後とも宮川流域ルネッサンス協議会に参画しまして、地域と協働のもと、宮川流域の保全、再生に取り組むとともに、地域の主体的な地域資源を生かしたこうした取組を支援しまして、宮川流域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

部長かと思ったんですけども、小林部長は総合行政というような話を前も伺わせてもらったんですが、この宮川流域ルネッサンス事業というのは、総合行政で部局横断型、そして、川を流域としてとらえていると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

それと、宮川流域の諸課題を解決するためのもので、地域づくりの事業であるというふうに伺っておるのですが、その理解でよろしかったでしょうか、そのあたりを。

○政策部理事（梶田郁郎） 宮川流域ルネッサンス事業というのは、その流域、山から川を通じて海までのその流域につきまして、その河川整備とか、森林整備とか、それから、地域住民の方々の自主的な活動への支援とか、そういう流域づくり、地域づくりとして取り組んでいるものでございます。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

ということは、やはり総合行政で部局横断型、川を流域としてとらえていて、そして、市町や住民、NPOなども連携して取り組んでいるということですね。非常に先進的でとてもすばらしい取組であると今お伺いいたしました。

しかし、宮川流域ルネッサンスは宮川流域の諸課題を解決するためのものということなんですけど、あえて川に対する基本的な向き合い方という一番根本の部分に目をつぶっているということではないでしょうか。宮川流域に様々な課題が出てきているので、それを解決していこうということですけども、様々な課題が出てきているのは、大もとの原因として川との向き合い方に問題があるからではないでしょうか。このままの向き合い方で必ずしもいいというわけではないだろうと思うのです。今の向き合い方が最善ということではないだろうと思うのです。今こそ新たな向き合い方を模索するときに来ているのではないのでしょうか。

ここで、私から提起させていただきたいと思います。宮川に限らず、それぞれの川の本来のあり方、それぞれの川の本来の姿とはどうあるべきなのか。そして、その観点から山から海までという意味での川を一体的に見ていくという人が行政には必要なのだと考えます。

ここで言う川とは、山も海も含みます。流域全体という考え方にさらに海を含めるということになります。海、山、川を一体的におさめることこそが本当の意味での治水であると考えます。富山和子さんの言葉をおかりすると、「水系一貫」ということだろうと思います。それが今はばらばらになっています。

上流から見ていきますと、例えば森林行政というものは林業振興があり、環境林対策があり、規制行政である保安林というものもあります。公共事業ということであれば、治山事業があり、砂防事業があります。そして、もちろん狭い意味での治水である河川管理というものもあります。水質改善ということであれば、生活排水対策ということになりますし、利水という面でもさらに分かれていって、水道事業、工業用水道事業、農業用水、そして、排水ならば下水道事業、河口のほうに行けば港湾、漁港、海岸、海岸も農地海岸なども分かれてきますし、さらに沿岸ということを考えますと、漁場整備、藻場の再生であるとか、底質改善であるとか、こういうふうに非常に多く分かれています。それぞれの、それぞれの部署、みんなそれぞれ全力を尽くしてくれていると思います。しかし、それらは全体で見て一体的に描かれるものではないでしょうか。

ここで、知事、私の今提案しました川を一体的に見ていく人が必要なのではないかということについて御感想をいただけないでしょうか。今のところ、県の中に所管はないでしょうし、答えられる範囲で結構でありますので、どうぞよろしく願いいたします。

○知事（鈴木英敬） 例えば今、川をトータルにとらえた治水のお話をいただきました。その治水というの、だんだん河川法の改正とかに伴って考え方が環境のことが加わっていったりと、いろいろ変遷を経ていっているわけでありまして、そもそも川と向き合うということ自体をどうとられるかということもあると思うんですが、本日御指摘いただきましたような考え方も、治水のことでこれから河川整備計画とか、いろいろまだつくっていかねばならない水系もたくさんありますので、御指摘いただいたような視点なんかも踏まえて、しっかり河川整備の計画の策定にも取り組んでいきたいと思えます。

[20番 村林 聡議員登壇]

○20番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

多分、これは非常に今までの枠組みを全く超えた話であります。ですから、

職員は今の枠組みの中で忠実にお仕事をなさるわけですから、これは政治家としての知事が恐らくどう考えるのかということになると思います。午前中の質問で石田議員が地方から国を変えるんだというようなお話をたしかされたと思うんですけども、今の国の枠の外のこともかもしれませんが、ぜひ政治家としてこういう部分を心にとめていただければとお願い申し上げます。

日本は、古来より、この国の風土に合った治水に対する考え方や技術というものはぐくんできました。例えば戦国大名で武田信玄とか加藤清正という人がいます。信玄堤は有名だと思います。江戸時代になりますと、熊沢蕃山、野中兼山、そして、度会郡南伊勢町の郷土の偉人、河村瑞賢といった方々が有名です。

このころの治水化は同時に林業化でもあったといえます。河村瑞賢は上流の治山と下流の治水を一体的に整備すべきという認識を既に持っていたと言われています。また、この時代は、洪水というものについて、単に水の破壊力だけではなくて、濁りという面を非常に重要視していて、濁りを防ぐ技術や工法も発達していたそうです。

このような日本古来の治水から現在の治水の考え方に転換したのは明治維新以降ということになります。私はこの転換を否定するものではありません。国民、県民の生命、財産を守る上で大きな効果があったと思います。しかし、それが行き着くところまで行き着いた現代において様々な課題を生じさせていることも事実です。ならば、時代が動こうとしている今こそ、さらなる転換のときと考えます。これまでの100年をさらなる100年のために。つまりは、日本古来の考え方と現代技術を調和させるということではないでしょうか。

現在は川を堤防の中に封じ込め、川の持っている機能を人間が代行している状態だと思います。それを川が本来持っている力を生かしていくという方向へ転換するというのではないのでしょうか。現時点では私はこのように考えています。あくまで現時点ではです。私は1人の議員としてここまで申し上げてきましたような問題意識を持っていろいろ調べてまいりました。しかし、そろそろ限界のように思います。

ここで要望させてください。県として調査をしてほしいのです。川とは一体的にどうあるべきものかということですね。宮川ではちょっと大き過ぎると思いますので、もっと小さい中小の河川をモデルにとってできれば調べていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

この項目の結びに少し感想を申し上げます。

今回、この質問をするに当たりまして、宮川流域ルネッサンスの考え方が一番近いということで政策部が私の意見交換に応じてくださいました。何か、今、通告の行き違いがあったような気はいたしますが、政策部と意見交換をさせていただきました。しかし、山から海までを一体的に見ていくということになると、これはむしろ環境行政の最先端のテーマということになるんじゃないかなと、そんなふうに思います。そんな感想を申し上げまして、次の項目へと移らせていただきたいと思います。

2番目の項目です。獣害対策のその後というタイトルをつけさせていただきました。ここまでかなりたくさんいろいろ獣害対策の質問をさせていただいてきておるのですけれども、今まで申し上げてきましたことの中から二つ今回取り上げさせていただきたいと思います。

一つ目がこの6月に一般質問で取り上げさせていただきましたわなの口径の問題です。12センチという大きさを今規制がかかっておるわけですけど、それは三重県にクマが出ると。そのクマを保護するためにクマの足が入らない大きさである12センチという規制があるわけですが、三重県全域でクマが出るわけではないですよ。ということで、地域の実情に応じて柔軟に考えていただけませんかということをお6月に提起させていただきました。そのときの御答弁は適切な対応をとっていきたいというようなものであったと理解しておるのですけれども、その後いかがであったかということをお教えていただきたいと思います。御答弁をよろしく願います。

〔辰己清和環境森林部長登壇〕

○環境森林部長（辰己清和） 獣害のくくりわなの直径の件でございますが、くくりわなというのは、輪にしたワイヤーロープを地面に埋めて、シカやイ

ノシシが通ったときに捕獲するという猟法でございますが、これにつきましては、先生御指摘のとおり、鳥獣保護法で輪の直径が12センチ以内というふうに決められておまして、ただ、その中で特定鳥獣保護管理計画、この達成を図るために特に必要がある場合にはこの規制を解除することができるということでございます。

県では、これまで、ニホンジカとイノシシにつきまして、特定鳥獣保護管理計画によりまして1日当たりの捕獲頭数の緩和であるとか、それから狩猟期間を延長するなどの規制緩和によって捕獲の促進を図ってきたところでございます。

御指摘がありましたように、紀伊半島には生息しておりますツキノワグマが絶滅危惧種にも指定されておるのでございますが、小型であるというようなことから、誤ってわなにかかるおそれもあって、ツキノワグマを保護する観点から12センチの規制の解除を見合わせてきました。

ただ、他県でも12センチの緩和をかなりやられておるといようなことがございまして、それで、御指摘いただいていますように、ニホンジカとかイノシシによります農林業の被害が減少する傾向が見られないということから、来年度、平成24年度の猟期からツキノワグマの生息を確認されております大台町ほか5市町を除きまして、直径を12センチ以内とする制限を解除していきたいというふうに考えております。

それで、現在、今年の11月1日から始まる猟期の適用に向けまして、この規制緩和を盛り込みました第3期ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画、それと、第2期イノシシ特定鳥獣保護管理計画について、実は本日行われておるんですが、自然環境保全審議会に諮問しているところということで、手続を進めておるところでございます。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

規制緩和の方向でいろいろ準備していただいておりますと、そのように理解いたしました。ありがとうございます。今日を境にという理解でよろしいので

すよね。何か奈良県のほうはそういう川が境だったりすると思いますが、今回、今日を境にクマが余り出ないと思われる地域は緩和していただけると、そのように理解いたしました。ありがとうございます。

二つ目が動物との交通事故の話なんです。

これは2009年の一般質問でこの場で提起させていただきました。私もぶつかったんですけれども、あのときは自分の車の破片をここに持ってきておったりしたわけですが、非常にその後も同じように話を次々と聞いているところです、地元で事故が多いということ。

例えば車の板金屋ですね。そこを訪ねますと、3台車が壊れていて、全部シカだと。板金屋は冗談じみて、あんた、獣害対策を一生懸命言うてくれておるみたいやけど、余りやらんでええでとか言ってみたり、おれ、道でシカが倒れておったら人工呼吸するわとか、そんな冗談を言うくらい板金屋には非常にシカで壊れた車がたくさんあります。

今日は一般質問ということで、朝早く暗いうちに南伊勢町を出て、車で走ってきたんですが、道路上におけるシカですね。本当に道路に出ておるシカだけで3頭会いました。幸い事故はなかったわけですが、非常に車を恐れていないですね。ガードレールの道側におって、クラクションを鳴らしても動じないという状態です。あるいはヘッドライトに飛び込んでくるとか、いろいろお話を聞いておるところなんです、この2009年に提起させていただいたこの問題はどうもその後進んでいないというように感じております。今回も一般質問でこの項目を取り上げるに当たりましていろんな部署の方に意見交換をさせていただこうとしたんですが、どこの部署も自分の仕事だとは思っていないという状態だと思います。

そんな中で、今回、県警のほうは御厚意で、わかる範囲でのデータということで少しいただきました。（資料を示す）動物との交通事故ということで統計として特化してとっているわけでもないし、公表もしていないということなんですけれども、現在わかる範囲ということでその数字をいただきました。

例えば物損事故だとシカが70%以上を占めておるわけなんです、2009年で142件、2010年で263件、2011年で205件、動物全体になりますと2009年で212件、2010年は多くて340件、2011年は279件と。全体の事故の大きさに比べますと非常にパーセンテージとしては少ないのかもしれませんが、全く無視できるような数字ではないのではないかというふうに思います。そして、まだここにつかみ切れていない数字というのが実はたくさんあるんじゃないかなというふうにも思います。

ですから、ぜひこれは県警だけの話ではもちろんないと思うのです。環境森林部、農水商工部、道路管理者である県土整備部、そして、市や町ですね。市や町とも連携して、まずは実態の把握をしていただきたいと、そのように思います。2009年のときは政務調査費を使わせていただいて、三重大学に委託してアンケートをとらせていただきましたが、結構な数の結果が集まってきましたし、また、県土整備部であれば、道路上でひかれたシカなんかを処理しておるといような実績も恐らくあると思います。新しい獣害のカテゴリーとして取り組んでいってほしいと思うのです。

自分の考えとしましては、市や町とも連携する中で、非常に発生頻度の高い箇所というのは限られてくると思うのです。自分も経験上、ここには毎晩シカが出ると思うポイントが幾つもあります。あるいはここは危険なので夜はもう通らないという道さえあります。ですから、そういう目撃情報や調査をしていただいて、そこへ例えば市や町と連携して何か困うということではなくて、恐らくとるといことのほうがいいのではないかなと私は思いますけれども、何かしらの対策をしていっていただきたいと改めて深く要望したいと思います。なかなか答弁を求めてもどこと、皆さん、自分では答えるところではないと思っておられるようですので、今回も要望させていただきたくたい。どうか今申しあげました皆さんが連携してこの問題に取り組んでいただきたい。よろしく願いいたします。

〔「知事から順番に答弁させれば」と呼ぶ者あり〕

○20番（村林 聡） 今、議場でそういう御発言がありましたけれども、とい

うことで、どうぞ御要望いたしますのでよろしく願いいたします。

では、ちょっと時間があれなんですけど、もう少しじっくり腰を据えていかないと、何か、思ったよりも早いペースで進んで、びっくりしておるのですが、三つ目の予算編成についてという質問項目に入らせていただきたいと思います。

まず、要望をさせていただきたいんですが。

〔発言する者あり〕

○20番（村林 聡） また要望かという発言がありますので、できれば答弁をいただけますでしょうか。

総務部が今回、中期の財政の見通しというものをつくられました。そういう中で、財政を再建するために、県債残高を減らすためにいろいろな部分をカットするというような、公共事業やいろんなものをカットしなければいけないんだというような試算だったと思うんですけど、財政再建というのは必要な予算を確保するためにするものだと思うんですね。必要な公共事業、例えば生命、財産を守るためのものとか、どうしても必要なものがあると思うんですけども、そういった事業を切ってまで財政再建するということでは本末転倒になるんじゃないかと思うのですが、御所見はいかがでありますでしょうか。

〔植田 隆総務部長登壇〕

○総務部長（植田 隆） 財政再建についてお答えさせていただきます。

財政再建と言われますのは、いわゆる標準財政規模で5%、本県の場合でしたら標準財政規模が4000億円でございますけれども、その5%、すなわち200億円の赤字が出れば、今の財政再建の団体、赤字団体になるということでございます。

そうなった場合には再建計画の策定を求められますし、そうなる前に予防的な措置として、今国のほうで法律は決められておりますけれども、なる前にやはり県としても予防策をとる必要があると思っております。

また、そういう事態になれば、最低限の行政需要におこたえするべきもの

に限って予算化をするというさらなる事業の選択が求められると考えております。

以上でございます。

[20番 村林 聡議員登壇]

○20番（村林 聡） 済みません、突然の御答弁ありがとうございます。

今聞き方が悪かったんですね。財政再建という用語はそこまで行った場合に使うということですね。

そうしたら、もう少し聞き方を変えさせていただきますと、県債残高を減少に転じさせるということで中期の見通しを今回つくっていただいたという試算が出ておりましたけれども、公共事業というものが将来世代に対する公平性を担保するために借金をすることは将来世代につけを残さないとおっしゃる知事の話と、その兼ね合いはどのようにお考えでありましょうか。再質問をよろしくお願いたします。

○総務部長（植田 隆） 借金といった場合、本県におきましては二つ分けております。臨時財政対策債と国のほうで地方財政対策の中で決められるもの、それから、発行について本県での意思決定の中で発行できる建設地方債、この二つがあるかと思っております。その中で、やはり公共事業につきましては主に建設地方債が当たってくるわけですが、それは資産が残っておる中で負債があるという形の中で、それは将来に負債を残すというものではないと考えておまして、一方で、例えば財政措置のない、いわゆる赤字地方債というようなものを削減していく必要があるかと思っておりますし、それは今回、建設地方債等の中で含んでおりますもので、その削減を目標として掲げておるといことで、その区別ははっきり分けて考えてはおります。

[20番 村林 聡議員登壇]

○20番（村林 聡） 確かに試算の中に赤字地方債という数字が出ておったと思うんです。しかし、今、建設地方債の中に赤字地方債も含まれておるとい御説明がちょっとよく理解できなかったのですが、もう一度お願い

できますでしょうか。

○総務部長（植田 隆） 建設地方債の中に赤字地方債が含まれているのではなしに、二つに、臨時財政対策債等の本県の裁量のないものと裁量のあるものを分けた中に、裁量のあるものの中に建設地方債とか赤字地方債が入っておると。その裁量のあるものの対象として、今回、平成26年度末の県債高を平成23年度末よりも減らしていくということの目標を立てたところでございます。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

そうしましたら、赤字地方債というものは公共事業に充てられるということもあるということでありませうか。もう一度お願いできますか。

○総務部長（植田 隆） 公共事業の財源配分としましては、国の国補公共事業になりますけれども、補助金が当たりまして、その残りとして建設地方債が当たってくるということで、そのところに赤字地方債は充てるということではございません。建設事業の中に赤字地方債を充てるということではございません。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） ということでありましたら、減らすべき借金というのは赤字地方債であって、建設地方債は将来世代につけを残すものではないと今御答弁いただきましたよね。ということは、必要な公共事業をカットしてまで県債残高を減少に転じさせるということではないというお考えですか。

○総務部長（植田 隆） 建設地方債は、道路とか、その耐用年数の期間内に発行できるということになっておりますもので、その償還に見合う、負債に見合う資産があるわけです。ですから、赤字地方債は負債に見合う資産がないという形で将来に負担を残すという意味で言っております。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） ということは、赤字地方債は何に使うための借金ですか。

○総務部長（植田 隆） 例えば今の県でいいますと、例えば退職手当債であ

りますとか、そういうところに当たっておるのがいわゆる赤字地方債で分類できるかと思っております。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） よくわかりました。ということは、今申し上げたような必要な公共事業をやっていくということであれば、赤字地方債は増えないということですよ。臨時財政対策債のような県の裁量とは違う建設地方債や赤字地方債を減らしていくということですけど、建設地方債は将来に負担をつけを回すものではない。赤字地方債こそが県債残高として非常に問題のあるものだから、これを圧縮していくためにいろいろなものを我慢しなければいけないときもあるというように聞こえたんですが、であるならば、必要な公共事業というものは確保しても建設地方債で賄えるというように理解いたしました。よろしかったでしょうか。

○総務部長（植田 隆） 必要な公共事業に対してはきちっと財源手当てをするということ考えております。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） ありがとうございます。わかりました。

このように、今のような素朴な質問を重ねていこうというのが今回の予算編成についてという項目でありまして、実際にこうして素朴な質問を重ねていく予定だったのは包括配分方式の問題であります。今からそちらを素朴な質問シリーズでいきたいと思えます。

今議会で包括配分の仕組みがいろいろ議論されました。よりよい仕組みに見直すというのがどうやら知事のお考えのようなのでありますけれども、その包括配分方式についてぜひ、先輩議員なんかはよく御存じだと思えますが、共通認識を持たせていただくために今のように素朴に聞いていきたいと思えます。

まず、包括配分方式とはどういうものなのか。右肩上がりの時代が終わって、マイナス予算を組まなくてはならなくなって出てきた方式だというように聞いているんですけど、そういう理解でよろしいでしょうか。まずそこを

お願いいたします。

○総務部長（植田 隆） いわゆる包括配分制度につきましては、より県民の満足が得られる行政サービスを提供するため、県庁内の分権化を一層進め、各部局長がその権限と責任において執行するということを目的に、平成14年度の当初予算の編成から導入されたものでございます。

県民のニーズや実態をよりの確に把握できるのは事業を実施する各部局であり、また、事業成果の検証に基づく見直しを行うことにより、県民に必要な事業、サービスの取捨選択を行うことができるということから有効な仕組みであると考えております。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） 権限移譲、より現場に近いところで必要な事業を判断してもらおうという御答弁だというように理解いたしますが、一面、非常にお金が減っていくというマイナス予算を組んでいく中で、どうしても毎年予算全体を削っていかねばいけないという中で、優先順位をやはり現場の方がきちんとつけてもらうということだと理解したわけですが、それはやはり右肩上がりの予算状況がよいから、よいときはむしろそういうことをしなくてもいいわけですね。やはり時代背景としてマイナス予算を組まなければならないから出てきたという一面があると理解してもよろしいでしょうか。

○総務部長（植田 隆） その右肩上がり、右肩下がりという話ではなしに、要するに庁内分権という中で、すべて今まで総務部がしておりました予算の配分を各部局長に枠で配分を渡しまして、その中で現場に近い各事業担当部局の中で予算編成をしていただくという趣旨でございます。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） なかなかかたくなにその部分を認めていただけないようなのですが、では、初めてこの包括配分方式を採用されたときはマイナス予算でしたか、それとも右肩上がりのときでしたか。

○総務部長（植田 隆） 平成14年につきましては7631億円ということで、前年から比べて0.3%の減の予算になっております。

[20番 村林 聡議員登壇]

○20番(村林 聡) であろうと思います。必要は発明の母といいますが、やはりそのマイナス予算という中で出てきた方式であると私は理解しております。

では、その包括配分方式の運用の仕方を教えていただきたいと思います。各部に権限移譲して、各部に判断してもらうということでありましたが、その各部はどうやって優先度を判断されているのか、教えていただきたいと思います。

○総務部長(植田 隆) 各部局長に一般財源ベースで予算を配分した中で、各部が部局の中での優先順位をつけた中で、その中で予算の配分を行っております。

[20番 村林 聡議員登壇]

○20番(村林 聡) 私が聞こうとしておるのは、どうマネジメントされておるのかということです。今議論されておるのは、薄く広くということがデメリットになるということでありますが、各部においてきちんと優先判断がついておるということであれば、当然薄く広くということになってしまうと思います。どのように優先度が判断されておるのかということを知りたいのであります。

○総務部長(植田 隆) 確かに各部局に一定額を配分して、各部局長のマネジメントの中でやっていただくという意味ではメリットがあったかと思いませんけれども、ずっと続いております厳しい財政状況の中で包括配分を削減するということには一律に薄く広く削減する方策がとられるなど、デメリットの面も出てきておることは確かでございます。

[20番 村林 聡議員登壇]

○20番(村林 聡) つまり今の御議論ですと、部長の優先度判断をすることができれば広く薄くとなっている問題というのは補えるということではないのでしょうか。人間には得手不得手がありますから、例えばマネジメント能力が苦手な部長にはマネジメント能力のすぐれた副部長をつけてサポートす

るとか、そういった工夫をすることで運用の問題として改善することはできないんですか。それとも仕組み自体に問題があるとお考えですか。そこを聞かせていただけませんかでしょうか。

○総務部長（植田 隆） 仕組み自体は機能しているとは思いますが、そういうマネジメントの中で、優先順位をつける中でのマネジメントの反省点もあろうかとは思っております。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） よくわかりました。御答弁ありがとうございます。

そうしますと、これからよりよい仕組みを目指して見直していくこととありますが、やはり優先度の判断というのが一番大事なんだというふうに理解いたしました。

そうであれば一つ御提案をいたしたいのでありますけれども、きちんと各部の優先度というものすべてを丸投げするのではなくて、各部が優先度をきちんとつけておるかという部分については、最低限総務部がチェックをなさるといふ方式をとられてはいかかと思えます。どんな仕組みであってもそこがなければ結局同じなのではないかなと、今の素朴な質問を連ねて感じさせていただきましたので、一つ御提案とさせていただきます。済みません、部長、いろいろありがとうございました。

次の項目へ移らせていただきます。

では、四つ目の項目、防災についてということです。

四つ目の一つ目、（1）が避難路整備などについて市や町を支援してほしいと、そういう項目です。

この間、12月4日に南伊勢町で避難訓練がありました。僕は南伊勢町に住んでおるんですが、南伊勢町は津波の高さが、今回の東日本大震災があつて非常に大きな被害が出たので、逃げる高さを20メートルまで引き上げました。ですから、最寄りの20メートルの高台というのが示されまして、そこへ逃げてくださいということになりました。時間になると皆さんリュックを背負って一斉に高台を目指したわけなんですけれども、しかし、私の最寄りの高台

というのは、お寺があって、そのもう少し高いところにお墓があって、さらにその上に上った広場が20メートルなんです。今までの避難する場所はこのお寺でよかったんですね。全員まずお寺に集まったんですけども、ここから先が非常に急な坂道で、手すりも何もないので、もう今回はここまで、もう上に上ることはやめておこうと、けが人も出るからということで、3人ばかり、僕も含めてその20メートルの高台まで見に行ったというようなことがありました。恐らくこれからこの避難路というものを町が整備していくということになるんだと思うんですけども、こういった整備を県として支援していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。御答弁よろしくお願いたします。

〔大林 清防災危機管理部長登壇〕

○防災危機管理部長（大林 清） 市町、地域における避難路整備についての県としての考え方でございます。

県では、この東日本大震災の発生を受けまして、最大級の津波を想定した新しい津波浸水予測調査を実施して、その中で浸水予測図でありますとか、津波の到達時間、津波の高さを市町のほうに御説明をさせていただいて、市町の皆さんと意見交換を行って地域の実情を踏まえた避難所の適正配置とか、避難方法について今具体的な取組の働きかけをお願いしておりますところでございます。

そうした中で、市町におかれましては、例えば先ほど御紹介ありました南伊勢町でも全住民を対象とした津波避難訓練など、県内各地でもこれまでにない規模で訓練も実施されておりますし、伊勢湾岸の市町のほうにおかれましては、津波避難ビルの指定の取組が進んでいる状況がございます。

地域の津波避難体制を着実に整備するために、県としまして、そうした市町の取組をしっかりと支援をしていきたいというふうに考えておまして、本年度も避難路整備など市町の減災対策を支援するために、地域減災力強化推進補助金におきまして市町の要望を受けまして予算の増額を行ってきたところです。現在、市町では、それぞれの地域の実情に応じたそうした避難体

制整備の取組を進めていただいております。

平成24年度におきましても、この地域減災力強化推進補助金につきまして、平成23年度6月補正予算を大幅に上回る額を確保しておりますので、引き続き市町が実施するそうした避難施設整備でありますとか、避難路整備などについて支援をしていきたいというふうに考えております。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

聞くとおるところによりますと、各市や町のやりたいことを聞いて回ったりしていただいておりますということでもありますけれども、ぜひそういった現場のお話を聞いていただきたいと思っております。

今回、20メートルの高さまで実際逃げたわけですがけれども、ただの吹きっさらし、周りは木が生えておりますけど、広場です。ほかの避難訓練に参加された別の五ヶ所とか、もっと離れた場所でされた方にもお話を聞いたんですけど、やはり急に20メートルというふうに変わりましたので、本当に吹きっさらしの高台だということです。

避難路をまず整備することが大事でありますけれども、最低限の雨風、そして、冬に震災が起きたということを考えますと、やはり寒さ、津波が引くまでに1日、1日半、2日とか、ずっとその高台に吹きっさらしで真冬におるということになりまして非常に厳しい状況が想像されます。地元の人がせめてキャンプに使うぐらいのテントがあったらまだしのげるなどか、そういうことなんかも聞いたりしますので、そんなことなんかもぜひ考えてほしいなと思っております。

ある集落の取組では、高台に何か物置みたいなものをつくって、各家庭、1個ずつ段ボールをそこへ置けるんやそうです。自分の必要な持ち出し品をそこへ詰めて、あらかじめ高台に置いてあるので、本当に身一つというか、軽い防災用のリュック一つで速やかに高台まで逃げられるような工夫をしておるんだなんていうような話も聞いたりしております。

これから国の動きを見ながらということになるのでしょうかけれども、重要

施設の高台移転でありますとか、そういったこともぜひバックアップしていただければなと思います。

個人的に一つ前から気になっておりますのが県の油の備蓄とでもいうんでしょうか、いろいろな施設で発電機を動かしていくと思うのですが、今回、東日本大震災で油というものが非常に不足したというようなことを伺っております。本当にそれが3日分でいいのか、1週間分でいいのか、その辺をぜひまた御検討いただいて、備えていつていただきたいと御要望させていただきます。ありがとうございます。

では、(2)津波に強い養殖業のほうへ移りたいと思います。

今、東日本大震災のお話をいたしましたけれども、この県内の三重県の水産業はかつてない大きな被害を受けました。40億円とか、そういう規模だと思います。

養殖業の被害は甚大で、一部では壊滅的な被害なんかも受けて、廃業の危機とか、そういうものに追い込まれた方々もたくさんおられました。現場を見て、写真を撮って、それをレポートにして農水商工部にお届けさせてもらったり、全員協議会の場でいろんな声を伝えさせていただいたら、それを非常に柔軟に、私の言ったようなことをきちんとそういうところへ明記していただいて取り組んでいただいたことを感謝申し上げます。

また、補正も組んでいただいて、いろいろな支援をしていただいて、今復興へと少しずつ動き出しておるわけですが、三重県の養殖業が復興して、もともと厳しい状況でしたから、さらに強いものになっていくというための取組をこの補正予算でしていただいておりますはずですが、それについてと、もう一つまとめて質問させていただきたいんですけど、2年連続で津波がやってまいりましたし、台風の災害なんかもいろいろ起きてきたりもいたしました。そういう中で、今回の補正予算の中で養殖施設の減災対策というものを取り組んでいただいておりますと、そのようにも伺っておりますが、今後、その成果なんかもあわせてお聞かせいただければと思います。

○副議長（中村進一） 答弁は簡潔に願います。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（渡邊信一郎） まず、東日本大震災で被害を受けました本県養殖業の復興支援でございますが、私ども、まず、早急に必要な漁場環境の回復でありますとか、激甚災害制度を使いました養殖施設の復旧、それから、稚魚の購入資金の無利子化などに取り組んできております。現在、復旧に取り組む養殖施設のうち8割以上が作業を完了して、復興は着実に進んでおると思っております。

養殖業は、つくる養殖業からもうかる養殖業への転換が非常に大切だと思っております。平成24年度からは新しいノリの品種であるとか、カキ殻を利用した新しい貝の養殖技術の開発等、付加価値化に取り組んでまいりたいと思っております。

また、減災対策でございますけど、2年続けての大きな被害、津波被害ということで、養殖施設の減災対策をということで、三重大学と私どもが連携してガイドラインを作成してまいりました。ガイドラインの作成もほぼめどが立ちましたことから、今後は県内の各漁業者に普及させるとともに、できれば宮城県など東北地方の養殖業の方々にも情報提供できればと思っております。

以上でございます。

〔20番 村林 聡議員登壇〕

○20番（村林 聡） ありがとうございます。時間になりましたので、終了いたします。ありがとうございます（拍手）

○副議長（中村進一） 14番 津村 衛議員。

〔14番 津村 衛議員登壇・拍手〕

○14番（津村 衛） こんにちは。尾鷲市・北牟婁郡選出、新政みえ所属の津村衛です。通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、知事におかれましては、知事就任以後、本当に精力的に県内外だけでなく、国内外、非常に精力的に回られております。私たちの東紀州地域におきましても何度となく足を運んでいただきました。特に私たちの地

域、尾鷲市でも、2月の頭に尾鷲ヤーヤ祭り、これも知事が参加をしていただきました。本当に感謝の気持ちでいっぱいでございますし、尾鷲の地元の方々からも本当に非常に身近な知事だなという御意見をいただいております。

この尾鷲ヤーヤ祭りの見どころは、二つございます。一つは、白装束に身を包んだ男がそれぞれのまちを挙げて激しくぶつかり合う練りというものです。これは知事も飛び入りで参加をしていただきました。知事からは、むっちゃテンションが上がるわとコメントをいただいております。もう一つ、このヤーヤ祭りの見どころの一つはこりかき、これはみんなが見ている中、2月の寒い海に身を清めるために男たちが素っ裸で飛び込むという行事でございます。聞くところによりますと、もしかすると知事も裸で飛び込むのではないかということで期待をして集まっていた方もいたそうでございます。

何よりも現場で感じたことは、当然、知事の親しみやすさもございますが、その若さゆえといえますか、やはり10代、20代、30代の若者からも、あっ、知事や、知事やということで、若い世代に政治というものを身近に感じていただく、そんなきっかけもつくっていただいているのかなというふうに思いますし、それは知事の行動力と若さがもたらす功績の一つではないのかなと思います。今後とも、その情報発信力をしっかりと発揮していただき、今後も取組をお願いしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

まずは観光振興についてでございます。

今回、多くの議員が質問されていますが、平成25年の式年遷宮、平成26年の熊野古道世界遺産登録10周年という三重県にとっての大きなチャンスをどのように生かしていくのかという観点でできるだけ簡潔に質問をさせていただきたいと思っております。

伊勢神宮参拝者のデータによりますと、前回、平成5年の式年遷宮の838万7124人をピークに、参拝者は平成16年、545万9700人ぐらまで減少し続けてきましたが、その後は若干増加傾向にあるという状況でございます。

特にその参拝者の中でも外国人の動きですが、前回、平成5年の式年遷宮

時の外国人の参拝者は1万7189人でした。平成5年の式年遷宮のその前後の年と比べても外国人の参拝者の動向には余り増減の動きはありませんでした。ほぼ横ばい状態でした。その外国人参拝者も平成13年ぐらいからは少しずつ増加し続けています。

中でも、修学旅行参拝者は激減しているのに対しまして、外国人参拝者は増加をし続けています。平成16年ぐらいからは外国人参拝者のほうが修学旅行者よりも上回っているという状況です。ちなみに平成22年には外国人の参拝者は4万8346人、それに対しまして修学旅行者は3万7633人という状況でございます。

私も知事も同じ年齢、同世代でございます。高校時代、あるいは大学時代にポケットベルがはやり出しました。次いで、PHSや携帯電話、そして、パソコンなどが普及し始めて、その数年間であつという間に1人1台という情報化社会に変化してまいりました。今や、どこでも、だれでも手軽に世界じゅうの情報を知ることができます。

今回の式年遷宮は、前回の20年前の式年遷宮とは違い、情報化社会になってからの初めての式年遷宮であると言えます。世界じゅうに情報を発信できますし、現実にはこの式年遷宮が世界じゅうから注目されている中で、20年前とは比べものにならないほど外国人観光客に訪れていただけるのではないかと思いますし、それにはこちらからも積極的に誘客に乗り出さなければいけません。

そこで、外国人の誘客や受け入れ態勢、式年遷宮を通じて観光客を県内各地に波及させるためにはどのような取組を考えていらっしゃるのかをお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御質問いただきましたIT社会になって初めての式年遷宮をどう世界に向けてPRしていくのかということですが、まさにこの式年遷宮は絶好のチャンスでありますので積極的にやっていきたいと思うんです。具体的には、まず、やはり私も知事就任後、海外の方々とおつき合

いをさせていただく中で感じているのは、三重の知名度を上げていくということがやっぱり重要であると思います。ゴールデンルート以外に行ってみようと、そういう選択肢に上がるための取組が必要であるというふうに考えておきまして、そういう意味では、ITのことを言うていただきましたので、ITを活用すると。

ITを活用するというのも二つ視点がありまして、一つは、ネット上での情報流通量をいかに増やすかということ、もう一つは、単に増やすだけじゃなくて、信頼できる人からの口コミ情報による流布というのが効果的であるというふうに思っています。これは北海道をはじめ、他県でも実例も出ていることから、まさに先日、中嶋議員の質問の中で答弁した共感者を増やしていくという観点でもあるというように思っています。

これまでも韓国や台湾のブロガーを本県に招聘し、旅行サイトに三重県訪問記事を掲載していただいたり、あるいは中国でアクセス数の多い上海のぐるなびのサイトで三重県の観光情報を見ることができるようしたり、あるいは私が上海を訪問した際も、人気女性ブロガーやサイト専門で旅行情報を提供している会社の方々も招聘してプレゼンテーションを行ったりもしました。こういうような形で具体的に、あと、今後はフェースブックなどによる情報発信にも取り組んでいきます。

そして、先ほど津村議員から世代の指摘もありましたが、こういうITの活用については、例えば県内の大学生とか、あるいは中国の総領事からも指摘があったんですが、県内に留学している外国人の学生の皆さんとかの協力も得て、さらなる発信方法を検討していきたいというように考えております。

外国人観光客の受け入れ態勢づくりにつきましては、先般も答弁させていただきました、ことナビなどの通訳サービス、あとは国の事業も活用して、特に伊勢志摩地域での受け入れ態勢整備なども行っているところでありますけれども、さらに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○14番（津村 衛） 御答弁いただきました。外国人の誘客であったり、受け

入れ態勢につきましては、もう先般の答弁でもいただいておりますので、あえてまた触れることはありませんが、しっかりと知事が今答弁いただいたことに取り組んでいただきたいと思います。

そこで私は、せっかく式年遷宮、あるいはこの地域、三重県に来ていただいた外国人の方々がどうすれば県内全域に波及していくか、どうすれば県内全域を周遊していただけるか、そのような観点で少し提案をさせていただきたいと思います。できましたら、最後に知事のコメントもいただきたいと思いますので、お願いします。

まずは長崎県で取り組まれている事例を紹介させていただきたいと思います。これはEV&ITSプロジェクト、EV・PHV（プラグインハイブリッド車）タウン構想という取組でございます。これは、電気自動車、EVと高度道路交通システム、ITSが連動した未来型ドライブ観光システムの構築や、EVとエネルギーシステムの連携したエコアイランドの実現を目指すプロジェクトであります。

風力や太陽光などの新エネルギーの活用とEVの充電を組み合わせたエネルギーの地産地消やナビゲーションを活用した観光情報提供などを行い、観光振興や交流人口拡大などを目指して取り組まれております。

具体的に申しますと、観光地のレンタカー等にEVやプラグインハイブリッド車を導入し、急速充電器等を各地に整備し、ITSスポットで観光情報を発信していくというものでございます。

観光の交通手段の動向などを調査した結果によりますと、やはり大半、主流は車での移動でございます。その中でも特に子連れの家族旅行は約70%が自家用車で観光するというようなデータも出ております。

しかし、自家用車以外の観光客や、国内遠方から来るお客様、あるいは海外からの観光客にとっては、やはりEVやプラグインハイブリッドのレンタカーなどで自由な足回りをサポートしていく。そのことで限られた目的地だけではなく、エコに関心を持っていただきながら県内全域に足を運んでいただける、そんな取組ができないのかというふうに私自身は提案させていただ

きたいと思います。

例えば伊勢神宮に来た方に、EV等のレンタカーによって熊野古道に行ってもらい、あるいは長島温泉に行ってもらい、夜は四日市港の夜景を見てもらい、あるいは伊賀忍者と出会うドライブなど、様々なそのような車を使っての観光を提供することができるのではないかと思いますし、EVやプラグインハイブリッド車等を活用して、環境の先進県として三重県が環境に配慮した三重県型エコドライブ観光を世界に発信していくことで三重の環境に対する意識も世界じゅうにPRできるのではないかなというふうに思っております。

しかも県内各地を周遊していただき、現地で乗り捨てできるワンウエーにすれば、その帰りは公共交通機関なども使っていただくことができます。しかも、今後のEVやITS、さらに電気バイクというのも非常に性能が上がっておりますし、他県ではメーカーを企業誘致しているところもございます。

そのような一般普及も見込んだ場合、やはり各地で急速充電器施設を先駆けて整備することによって、さらなる誘客に結びつけることができるのではないかなというふうに考えております。

今回提案されている事業の中で、地域と共に創る電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業というのがございます。私の所属の委員会ですので詳しく中身は聞きませんが、文書を読みますと、電気自動車等で観光できる環境づくりというふうに記載されております。同じような事業なのかもしれませんが、今後の観光振興を考える上では、交通手段、環境問題、情報をいかに発信していくかというのは、欠かすことのできないものだというふうに思っております。

環境の面だけではなく、観光振興という面でも非常に期待ができます。EV、プラグインハイブリッド車、ITS、急速充電施設などは県としても積極的に導入していくべきではないかなというふうに私自身は考えておりますが、もしそのあたりにつきまして知事のコメントがございましたら、お願いいたします。

○知事（鈴木英敬） 今御提案いただきました点につきましては、まさに議員から御指摘いただいたスマートライフ推進協創プロジェクトの中の地域と共に創る電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業において、観光地でのEVの活用できる環境づくりというのに取り組んでいきたいというふうに考えています。

今回はそのモデル地域みたいなものを設定して、そこで協議会をつくってもらって、どういう環境づくりをしていけばたくさんの人に来ていただけるかというようなことをやっていくことを考えておりますので、今御提案いただいたような長崎県の事例なんかもよく勉強して、事業の推進を図っていきたくて考えております。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○14番（津村 衛） ありがとうございます。

実際に、式年遷宮というのは全世界から今注目されておりますので、注目されるだけの三重県がさらに環境にとってもすばらしい取組をやっているんだという形でのPRもぜひ一緒にやっていただきたいと思えます。

それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。

小規模事業者振興についてであります。

知事にとっては少し耳の痛いことかもしれませんが、知事の政策集の中で中小企業振興条例の制定と記載されておりました。私たち新政みえのビジョンには、小規模事業者振興条例の制定を掲げさせていただいております。このテーマにつきましては、私たちの会派からは舟橋代表と稲垣議員からも質問をさせていただいております。

少しこれまでの答弁を紹介させていただきます。

昨年6月会議での舟橋議員の代表質問に対しましては、知事の答弁といたしまして、三重県には8万8000事業所があり、99%、ほぼ100%に近い事業所、大半が中小企業であり小規模企業であると考えています。そこの活性化をなくしてはこの三重県の経済を立て直すことはできないと考えておりますので、中小企業振興条例につきましては建設的な議論の中で進めていきたい

と答弁されています。

12月会議での稲垣議員の質問に対しましては、中小企業の基本的な政策というのは、産業振興戦略に盛り込んで、それを時代に合わせてローリングしてバージョンアップしていく。それをやる中で、それでも条例として別につくったほうがいいのかどうか、関係各所にいろいろ御意見をお聞きした上で検討したいというふうに答弁をされています。

現在では、三重県が何で稼いで何で雇用していくのかを検討するため、「みえ産業振興戦略」検討会議におきまして、成長産業、立地環境整備、海外展開、内需振興、中小企業対策、人づくりなどの分科会を設け、現在具体的な議論を行っていただいております。

中小企業であっても国際競争に打ち勝っていくための取組を進めていくことはやはり必要でございますし、高度部材イノベーションセンター（AMIC）においてグローバルな展開を進める大企業と中小企業の連携、世界に通じる経営戦略など、世界に打って出るという姿勢は重要であります。

先般、県の経済成長率は製造業や鉱業などの第2次産業が牽引し、3年ぶりに増加に転じたとの発表もございましたし、輸出開始企業が実は国内の雇用も増加しているということもあり、確かに中小企業振興条例の制定は別にいたしましても、知事の思いである中小企業振興にはしっかりと取り組んでいただいているのかなというふうに思っております。

知事の中小企業振興の取組方向に異論はございませんし、今後もしっかりと進めていただきたいというふうには思いますが、同様に、各地域の経済やコミュニティを守っている小規模事業者振興も、やはり両輪で進めなければいけないというふうに思っております。

小規模事業者とは、商工業者で常時の従業員数が20人以下の事業者、商業またはサービス業については5人以下の事業者であります。先ほども言いましたが、三重県には8万8000事業所があり、99%、ほぼ100%に近い事業者が中小企業であり、その大半が小規模事業者でございます。当然その小規模事業者の割合は地方に行けば行くほど高くなります。

これまで地域を支え、歴史や文化、伝統を受け継ぐ中心的な人材は農林水産業、1次産業で働く方々や地元の商工業者でした。しかし、近年のグローバル化、大資本による市場原理の中で、経営基盤の弱い中小企業は倒産、廃業、収益の悪化等で次世代に事業を継承できなくなっているという現状であります。

働く現場がなくなった結果、多くの若者が都市部へ流出しています。地域を支える経済や人材が減少し、生活基盤が失われる結果、豊かな自然はありますが、地域コミュニティが保たなくなってきたという状況でございます。

しかし、人口が減った、お客も減った、収入も減った、だから、行政が何でもかんでも保護してください、そういう問題ではないというふうに思っております。それではいつまでたっても地域は強くならないと思います。

しかし、地域の自然や独自性、希少性などの強みを生かし、小さくてもさらにもう一步前へ進もうとする小規模事業者に対して、資金調達の面、人材育成、情報提供、チャレンジや再チャレンジができる、そんなサポートはやはり必要であろうというふうに思っております。

小規模事業者におきましては、たとえ10万円、20万円というお金であったとしても、それがあれば新しい商品が開発できるかもしれない、新しいパッケージができるかもしれないというふうな状況でございます。

新年度予算では、地域産業の振興といたしまして様々な事業にも取り組んでいただいておりますが、先ほども紹介したように、中小企業振興についてはその取組や成果を感じることはできます。しかし、知事の小規模事業者に対する認識や振興策についてはどのように考えているのかが少し見えにくいのではないかと感じております。まずは知事の小規模事業者に対する認識とその振興策についてお伺いしたいと思います。

また、県として小規模事業者振興に対する考え方、いわゆる方針をしっかりと立てていく必要があるのではないかとと思いますが、あわせてお伺いいたします。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） 小規模事業者に対する認識と振興の方向性ということですが、議員からも御紹介がありました本県の中小企業者のうち、企業数の87.9%、雇用の24%など多くを占める小規模事業者は、地域経済や暮らしを支え、潤いを与える地域の主役であると認識しております。

県内の多くの企業の方々にお会いし、現在も職員とともに現場に飛び込むことを通じてそのことを実感していますし、小規模事業者こそしっかりと応援していくべきとの知事就任前からの思いは全く変わっていません。

実際に東京ミッドタウンでのイベントで積極的にPRしたのも、あるいは丸の内朝大学のメンバーに盛り上げてもらったのも、小規模事業者の皆さんの商品がほとんどでありますし、平成24年度の予算でやっている東紀州対策の東紀州の産品のもも、先ほどまさに議員がおっしゃった、10万円、20万円でも増えていく方法はどういうものなのかというような、そんな事業も計上させていただいております。

しかし、従来の政策アプローチのみでよいとは考えていません。私は国内の各地域、そして、そこで活動している小規模事業者の皆さんを取り巻くキーワードは変化ではないかと感じています。

実は、私は、経済産業省時代に農商工連携の制度構築に携わりました。これは規模の小さな事業者単独では実現困難なことが、異分野、異業種が連携し、知恵や強みを持ち寄ることで新しい商品やサービスの創出、さらには地域のブランドづくり、広域連携によるブランド化など、魅力の向上と情報発信力の強化につながり、市場環境の変化に適切に対応することに極めて有効だと考え、そういうコンセプトで制度構築に携わらせていただきました。

そのような変化という視点から取り組む平成24年度の小規模事業者に関する事業については、後ほど担当の理事から具体的に説明をさせます。

地道ではありますが、職員の意識改革も行いながら、ニーズにマッチングしたきめの細やかさを政策に注入できるよう工夫を行ってまいりたいと考えております。金融支援、販路開拓、こういう従来の施策をさらに深掘りして

いくことに加えて、小規模事業者の地域雇用の側面も強く意識して、来年度からは雇用政策と産業政策を融合して取り組んでいくことにも挑戦してまいりたいと考えております。

さらに、環境・エネルギー分野でも小規模事業者の新たな展開を模索していきたいと考えております。例えばスマートコミュニティなどのプロジェクトでも、高齢化地域の課題解決につながるようなITを活用した見守りシステムとか、食や生活用品の宅配サービスなどの暮らしに密着したサービスや電動アシスト自転車の活用など、中山間地域の観光振興を意識した取組、こういうものも組み合わせる新たなサービスへの事業展開の促進に取り組んで、意欲ある小規模事業者も積極的に支援してまいりたいと考えております。

なお、現在検討を進めていますみえ産業振興戦略においても中小企業分科会を設け、中小企業はもとより、小規模事業者の皆さんに焦点を当てた議論を行っていくこととし、今後検討を重ね、小規模事業者等を振興していく具体的な取組方向を戦略に位置づけてまいりたいと考えております。

〔山川 進農水商工部理事登壇〕

○農水商工部理事（山川 進） 私のほうから、ちょっと細々とした事業を御説明させていただきます。

今、知事のほうからも小規模事業者の県内に占める割合をお話しさせていただきました。業種別の構成比率の高い順は、卸・小売業、建設業、製造業、宿泊・飲食業となっています。地域別に見てみますと、やはり北部では製造業の比率が高くて、南部では卸・小売業、宿泊・飲食業のサービス業の比率が高いのが特徴となっております。

中小企業白書では、中小企業の弱みとして、規模の大きな事業に対応が困難であるとか、販売営業、全国展開が困難、情報の入手が難しいなどが指摘されております。より規模の小さな小規模事業者の方におかれましては、設備や技術の立ちおくれ、経営管理が不備、資金調達が困難、生産性が低いなどの課題を抱え、より困難さがあると考えております。

このような課題を解決するため、県としましては、人件費とか事業費を補

助金として支援いたします小規模事業支援事業におきまして、商工会議所や商工会が中心となって密着した巡回指導、アドバイス、経営一般知識の普及、経営改善の支援、事業資金償還の支援など、個別、直接的な小規模事業者に対してより具体的な支援を行っております。さらに、関係商工団体の機能強化への直接的な支援はもとより、金融支援なども含めて支援しているところでございます。

これに加えまして、地域の資源、観光資源、農林水産品、鉱工業品、生産技術を活用した取組を支援するため、国の法に基づく支援や使い勝手のよい県の基金運用ファンドを組成し、支援してまいりました。

地域資源活用促進法、農商工連携促進法は33件、今までに認定されておりますが、そのうち79%が小規模事業者の方でございます。さらに、県の地域コミュニティ応援ファンド、農商工連携推進ファンドの採択は164件でございます。うち52%が小規模事業者の方でございます。

このような取組を進める中で、例えば異業種交流グループで地域の魚を活用した商品を開発いたしまして、平成16年度にはJAPANブランドの認定を受けたり、平成19年度に地域資源活用促進法の認定を受けるような事業者もあらわれております。

また、東紀州広域連合の橋渡しによりまして、地元農家のマイヤーレモン・オレンジと大阪のスイーツの販売会社が連携して新たなスイーツを開発し、今月から大手デパート、全国18店舗で売り出す予定になっております。

このような取組につきましても、今後引き続き地道に行っていく必要があると認識しておりますが、経済のグローバル化、少子・高齢化による国内市場の縮小、人口の減少という厳しい状況におきましては、これまでの支援スキームに加え、新たな視点が必要だと考えております。

このため、平成24年度は、伝統産業とか地場産業などの新たな魅力創出によりまして、事業者や事業組合、商工団体、市町とひざを突き合わせ、専門家など外部の視点も入れました歴史、文化などを含めた様々な資源の棚卸と再発見の場づくりを進めていきたいと考えております。

商店街の振興につきましても、今後はまちづくりの視点から市町を含む多様な主体と連携をしながら、商店街等活性化支援事業によりまして一体的に進めていきたいと考えております。

それと、販路拡大でございますが、グローバルビジネス創出促進事業によりまして、デザイナーとクリエイターを活用いたしまして伝統工芸品とか地域の資源などを総合的にデザインいたしまして、観光ともタイアップいたしました展示会の出展による新たな需要の創出を図るとともに、集客拠点を活用した地域資源関連商品販売促進事業によりまして、高速道路のサービスエリア等、県内外の来客の多い拠点での販路開拓などの支援を行ってまいりたいと考えております。

さらに、「メイド・イン・みえ」情報発信戦略事業によりまして、商品やそのつくり手の魅力を効果的に伝えるための映像化の取組の促進や東京丸の内に務めるOLなどを対象にいたしました市民大学を活用し、観光や県産品を含めて、三重に共感する人への総合的な売り込みのための仕組みづくりを進めてまいります。

ものづくりにつきましては、企業の課題の様々なものに対応するため、課題解決型共同研究推進事業によりまして、県の工業研究所が町医者となって一緒になって解決する支援制度の創設や、南部地域の水産加工業者の方を対象とした出前相談会や新商品開発のための技術支援を行うとともに、平成23年度、津市の県工業研究所に設置をいたしました食品加工機械、これは製麺機とか、急速冷凍機とか、アイスクリームの製造機など、小規模事業者の方がこれを何とかアイスクリームにしてほしい、これを製麺にしてほしいといったことを御支援するような機械を開放しておりますので、小規模事業者の商品づくりをこれにあわせて支援していきたいと考えております。

いずれにしましても、こうした振興策を実行していくには、県職員が自ら現場に入り、行動したいと思っておりますが、県だけでは多数の小規模事業者の方に直接対応することは困難であると考えております。そこで、国とか県が行う小規模事業への施策の担い手として位置づけられております地域の

事業者の実情に精通いたしました県内の24商工会、12の商工会議所及び中央会を通じまして、小規模事業者の支援を行ってまいりたいと考えております。県といたしましても、小規模事業者支援事業といたしまして予算化をし、積極的な支援を行っておるところです。

今後とも、このような現場に密着し、商工会、商工会議所、中央会、地域住民、小規模事業者、市町などが一体となった取組に対し、県職員も一緒になって汗をかきながら、まさに協創という視点で支援に取り組みたいと考えております。

以上でございます。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○14番（津村 衛） 答弁をいただいてありがとうございますと言うのはちょっと違うかもしれませんが、しっかりと御答弁をいただきましてありがとうございます。

理事が細々とした答弁と言いましたけど、細々というよりはしっかりと答弁をいただきましてありがとうございます。

また、山川理事とは津で会うよりも地元のイベント会場で会うことが非常に多いわけございまして、やはりそれだけ地域にも足を運んでいただいておりますし、地域の実情、小規模事業者等の現状や思いというのはしっかりと把握していただいていると思います。

答弁もいろいろとしっかりといただきました。知事としてもやはりちゃんとした変化を持ってやらなければいけない。そして、平成24年度からも新しく取り組んでいくし、今後もしっかりと予算化し、支援をしていくというような、まとめればそういう答弁だったのかなというふうに思っております。

先ほども言いましたが、行政が何でもかんでも保護するという観点では、これはいけないというふうに思っています。やはり小規模事業者の自立支援という方向に向かっていかなければいけないと思いますし、平成18年からは小規模事業者支援については国から都道府県に税源移譲されています。ですので、今いろいろと御説明いただきましたが、だったら、そこまでしっかり

と細々と事業化、さらにはどういうふう支援するのかというあたりをしっかりと考えていただいているのであれば、やはり県としてのしっかりとした方針を立てて、しっかりと県内の小規模事業者を含め、連携をして、御理解をいただき、そして、県としてはこれだけのことを考えて、これだけやっていきたいんですよということをしっかりとアピールするからこそ、一緒になって三重県を変化させていくことができるのではないかなというふうに思います。その一番重要な県としてのしっかりとした小規模事業者支援に関する方針を立てていく気があるのかどうか、もう一度御答弁をいただきたいとします。

○農水商工部理事（山川 進） 現在、「みえ産業振興戦略」検討会議でこういった中小企業の分科会も設けております。この中で小規模事業者支援のあり方についてもこれから具体的に位置づけていきたいと考えております。

以上です。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○14番（津村 衛） わかりました。しっかりと地域の方々、あるいは地元商工会議所、商工会の方々しっかりと連携をとりながら、現状に即したしっかりとした対策をとれるようにこれからも進めていただきたいと思います。

それでは、ひきこもり支援につきまして、3項目めの質問に入らせていただきます。

ひきこもりと聞きますと、大体どのような状態なのか、だれもおよそのイメージは持たれると思います。厚生労働省によりますと、ひきこもりとは6カ月以上自宅にひきこもって、会社や学校に行かず、家族以外との親密な対人関係がない状態のことと定義しております。他者と直接的な交流を持たない外出、例えば買い物やドライブ等は可能なこともあるとしています。そのひきこもりの原因は、ストレスや環境の変化によるもの、あるいは精神的な疾患によるものなど様々で、一つに特定できない場合が多いそうです。

実際、これまで三重県が行ってきたひきこもりに対する支援、対策は、ひ

きこもる若者の自立支援事業などがございます。この事業はひきこもり当事者や家族の孤立を防ぎ、相談を継続しながら社会復帰を行うための適切な支援が受けられるような体制を構築するとともに、個別事例を通じて関係機関と連携を図り、重層的な支援体制を整備する目的で平成17年度から三重県こころの健康センターにて事業を行っていただいております。その主な事業内容は、まずは正しい知識の普及啓発、相談体制の充実、そして、関係機関との連携したグループ支援などがございます。

この事業の財源負担割合は国が3分の1、県が3分の2でございます。しかし、この事業の国の交付金、住民生活に光をそそぐ交付金というのが平成24年度で終了することになっています。その後のひきこもり支援についてやはり県としてどうしていくのか、その方向性を示していかなければいけないのかなというふうに思っております。

厚生労働省では、ひきこもりに関する対策を終了するというのではなく、各自治体の精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等を中心とした相談体制の充実にも努めるとともに、平成21年度からはひきこもり対策推進事業を創設しています。

この事業は、各都道府県、指定都市にひきこもりに特化した第1次相談窓口として機能を有するひきこもり地域支援センターを整備するための事業であります。ひきこもり地域支援センターとは、ひきこもりの状態にある本人や家族が地域の中で最初にどこに相談すればよいのかを明確にすることによって、より支援に結びつきやすくすることを目的としたものでございます。

このひきこもり地域支援センターの運営には国から2分の1の補助がございます。厚生労働省は平成21年度より同センターの設置を推進しておりますし、未設置の地域には設置を求めています。県内の関係機関からも同センターの設置に期待をする声も多くございます。現在、33都道府県市、約50%に開設済みであります。そして、また、都道府県設置のセンターのうち68%が精神保健福祉センター内に開設しているという状況であります。

そこでお伺いいたしますが、三重県の今後のひきこもり対策について、そ

の現状認識と今後の取組についてをお示しいただきたいと思ひます。そして、国や現場で求められているひきこもり地域支援センターの設置についてはどのようにお考えなのか、見解をお示しください。

〔山口和夫健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（山口和夫） ひきこもりの支援に関しまして御答弁を申し上げます。

県の取組につきまして議員のほうから御紹介いただきましたが、平成22年度に、重要な行政分野であるが、これまでなかなか光が当たっていなかった弱者対策等を支援する住民生活に光をそそぐ交付金、これが国から交付されましたことから、それを活用いたしまして平成23年度から三重県こころの健康センターのほうに新たにひきこもり支援コーディネーターを配置いたしまして、専門相談を実施しているところでございます。

そのほか、ひきこもり本人や家族、支援者のための相談先のリストの作成、ひきこもり支援者のスキルアップ研修などの人材育成の充実にも努めておるところでございます。

この住民生活に光をそそぐ交付金を活用した事業につきましては、平成24年度で終了する予定ということから、平成25年度以降につきましては、現在の事業の実施状況でありますとか、今後の国の動向等を踏まえまして、具体的な対応を検討していきたいと考えております。

次に、ひきこもり地域支援センターについてでございますが、これはひきこもり支援コーディネーターを配置し、ひきこもり本人や家族からの相談等の支援を実施するとともに、地域における関係機関とのネットワークの構築やひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する役割を担うとされているものでございます。

本県では、先ほど御紹介しましたが、これまで住民生活に光をそそぐ交付金を活用いたしまして三重県こころの健康センターと保健所、関係機関とが連携いたしまして、ひきこもりの相談への対応や対策に必要な情報の共有、啓発などに取り組んできているところでございますが、このひきこもり地域

支援センターの設置につきましては、今後、これまでの取組の評価なども行いながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○14番（津村 衛） 御答弁をいただきました。要するに、今のところ、平成25年度以降、あるいはひきこもり地域支援センターについてはどうするかという結論はこれから出していくということなのかなというふうに思います。

しかし、ひきこもりの当事者、あるいは家族にとってはもう待たなしの状況でございます。平成24年度で終わりますので、もうそんなに期間に余裕があるわけではございませんので、ぜひできるだけ早く現状の検証を踏まえて今後どうしていくか、その対策を示していただきたいというふうに思っております。

なぜ、今実際にこころの健康センターでやっている事業があるんだから、あえてひきこもり地域支援センターをつくらなくてもいいんじゃないかというふうな御意見もあろうかと思いますが、やはりひきこもり地域支援センターというものも設置して、しっかりと看板をつけることによって、さらに県内のもっと苦しんでいる方々に支援の手を差し伸べることができる。あるいは、関係機関としっかりと連携をとることができるというようなメリットもございます。できましたら国の支援もございますので、しっかりと前向きに設置の方向で進んでいただきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

あと、もう一つ、ひきこもりが長期化するという理由、その一つには、精神疾患がひきこもりの背景にあるということもございます。精神疾患があるにもかかわらず、適切な治療を受けていないために問題が長引いているというケースもございます。ひきこもりを始めてから相談して、ひきこもりへの支援がスタートされるまでの期間というのは大体今4年間ぐらいあるそうなんです。もしその4年間の中に少しでも早く相談をして支援が届いたのであれば社会復帰もさらに早い段階で進むにもかかわらず、どうしても4年間と

いうブランクがあるからこそ長引いてしまうという現状もございますので、ひきこもり地域支援センターを通じて少しでも多くの方々にその存在を知っていただいて、支援が少しでも早く届くようお願いしたいと思います。

それでは、最後になりますが、獣害対策について質問させていただきます。

このテーマは、本日だけでも笹井議員、そして、村林議員と、取り上げていただいております。それだけこの県議会でも毎回のように取り上げられているテーマですので、やはり県内各地共通の課題の一つであるというふうに認識をいたしております。

今回、私の質問は、獣害対策の中でもその食肉利用をどうしていくのかという質問なのですが、なかなか発言といたしますか、内容が過激なこともございますので、私はパネルをできるだけ過激な内容にならないように少しかわいくしたんですが、（パネルを示す）逆効果なのかなという思いもちょっとございます。

これを見ていただければわかると思いますが、シカやイノシシ、猿によって農作物、あるいは林業が壊滅的な被害を受けております。平成22年度の被害状況を見ますと、猿による被害は1億2100万円、シカによる被害は3億7400万円、イノシシによる被害は1億9800万円、合計6億9300万円、1年間の被害額が7億円ということです。しかもこの金額は最低でも7億円ということであり、被害届を出していない個人の農園、あるいは家庭菜園などを含めると、被害額というのはさらに上がるのだろうというふうに思っております。

また、先ほど村林議員からも指摘がございましたが、けものによる被害というのはそれだけではなく、夜間、道路でシカやイノシシと自家用車が衝突するという事故も後を絶ちません。シカやイノシシを自分の車ではねてしまったという自責の念や心のストレス、当然車の修理代もかかります。

私の住む尾鷲県民センターの管内だけでも年間30回程度は発生しているそうでございますし、その都度通報を受けた職員が夜であろうと夜中であろうと現場に急行しなければいけません。

また、夜間のJRワイドビュー南紀、これも乗られた方は非常にわかると思うんですが、シカやイノシシとの接触事故によりタイヤが乱れることもしばしばございます。多いときには津から尾鷲に帰る間に2回接触してとまる。こんなことも実際にございますし、過去、最大で3時間程度タイヤが乱れたこともあるそうでございます。ワイドビュー南紀だけではなくて、その他の路線も含めて年間200件程度、接触事故が起こっているそうございまして、かなりの御苦勞をいただいているというふうな状況だそうです。

ということは、獣害は常にデータとして出される農林業被害だけではなく、自動車や列車、あるいはその都度駆り出される現場職員にとっても大きな影響があるということでございます。

その対策といたしましては、被害を食いとめるために猟期の延長を含め、様々な補助金や制度をつくってきました。また、地域で勉強会を重ね、えさ場をなくしていこう、あるいは隠れ場をなくし、みんなで根気強く追い払いをしていこう、そのような取組が行われております。

実際、年間どれだけ捕獲をしてきたかといいますと、もう一つ見てください。（パネルを示す）平成22年度なんですけど、猿1353頭、シカ1万5393頭、イノシシ1万1119頭、合計2万7865頭、これだけ捕獲しております。それにもかかわらず、年々被害額は拡大しております。

猿以外のシカ、イノシシの年間の捕獲頭数は約2万6000頭ですが、この肉、どのように処理されているかといいますと、その調査は県ではなされていないようですが、食べたり、あとは土に埋めて処理するというのが多いように聞いております。猟友会からは、捕獲したけもの処理に困るので、有害駆除をお願いされてももう控えているんだよというような声も聞きます。

しかし、猿も、シカも、イノシシも、きっと家族や自分たちの種を守るために一生懸命生きているだけで、人間のことを恨んで悪さをしているわけではありません。そこにえさ場があるから里におりてくるのだと思っております。

しかし、現実問題として人間からすれば年間7億円の被害があり、地域み

んなで勉強して追い払いしていくというのだけでは限界がございます。だからこそ、私は、まず、このシカやイノシシを有害なけもの、駆除する対象として見るのだけではなく、やはりすばらしい食材であると考えて、感謝の念を持って余すことなく活用方法を見出していく必要があるのだと思っています。そして、それが市場での流通に乗れば一つの新たな産業が生まれるのではないかというふうに考えています。表現は別にしても、知事の言うもうかる獣害対策、これが必要なのではないかなというふうに思っております。それが進めば、いずれシカやイノシシの世界では三重県に近寄れば人間に食べられてしまうぞ、そんなふうなうわさになるぐらい私たちは取り組まなければいけないのかもしれない。

追い払い等の守る対策から私たち人間が積極的に山に入ってけものをとって食材にする、攻める対策の両面で結果的に農林業、その他被害が減少し、結果的にはお互いの生活圏を守ることになるのではないかというふうに私は思っております。

そのためには捕獲したシカやイノシシを自由に持ち込むことが可能な施設が必要不可欠でありますし、肉を買い取り、適切に食材として処理し、加工した肉で例えばイノシシバーガー、あるいはシカドッグ、そんなような形で新しく、親しみやすく、手軽な三重県グルメを県内各地でどんどん創作していくような取組や仕掛けが必要ではないかなというふうに思っております。

新年度からは新体制での対策に乗り出しますが、どのような方向性で事業を推進していくのかをお示しいただきたいと思います。

また、シカやイノシシの肉ですが、捕獲した肉すべてが活用できるというものではございません。猟銃の弾がどこに当たるかで、食肉として適さなくなることもございます。先ほどありました仕掛けやわなも、長時間かかったままではストレスで良質な食肉にならないということもございます。わなは猟銃とは違い、比較的許可がとりやすくなっているんですが、実際にわなにけものがかかったとしても、その最後、最終的に命を絶つという行為はだれかが直接手で行わなければいけません。だとすれば、やっぱりわなの許可は

簡単にとれますが、現実問題としてもなかなかその人数も増えていかないと
いうふうに聞いております。やはり良質な肉を確保するためにも、その捕獲
方法なども研究していく必要があるのではないかとこのように思いますが、
それもあわせて答弁をお願いいたします。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（渡邊信一郎） まず、新年度に向けての獣害対策の方向でござ
います。

鳥獣害対策につきましては、侵入防止さくの整備や集落ぐるみの追い払い
など、いわゆる被害対策と狩猟期間の延長や捕獲頭数の緩和などの生息管理
を、私ども農水商工部と環境森林部が中心となって構成します三重県獣害対
策プロジェクトで総合的に進めております。

平成24年度からは鳥獣害対策を緊急課題解決プロジェクトに位置づけ、こ
れまでの取組に加え、捕獲した獣肉の安全・安心な供給体制づくりや高級食
材等として利用を進める獣肉利活用対策と、かつて野生鳥獣の生息地となっ
ていた森林を再生し、集落周辺への出現の減少を図る生息環境の創出を積極
的に取り組むことにより、より効果のある獣害対策を集中的に進めることと
しております。

さらに、これらの取組をより一体的に推進するため、獣害対策課を設置し、
獣害に強い農山漁村づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、良質な獣肉の確保についてでございます。

良質な獣肉を確保するためには、腹部に被弾した捕獲獣は使用しない、効
果的な血抜きを行うなどの処理が必要であることから、現在、適切な捕獲と
処理方法を具体的に示した品質衛生管理マニュアルを策定しております。平
成24年度からは本格的に野生獣の利活用を促進するため、捕獲者や解体処理
事業者を対象にこの品質衛生管理マニュアルを普及させるとともに、血抜き
や解体処理の実技研修会などを実施するほか、市町による安全・安心に配慮
した処理施設の整備を支援していきます。

これらの取組により、安心・安全で良質な獣肉確保に努め、地域未利用資

源としての獣肉の利活用を積極的に図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

○14番（津村 衛） マニュアルの作成と新年度からは新たにいろんな対策をとっていただけるということでございます。

私は、この獣害対策、今までほかの議員の方々も質問されていましたが、確かに県内各地どこに行っても住民からの要望が非常に多いのが現実であります。

いろいろと、本当にどうすれば効果的な対策ができるのかということを考えてきたわけなんです、やはりその中で一つ忘れてはいけないのは、獣害対策で農家の方や一般の方々から何とかしてくれ、何とか捕獲してくれ、もう猿やイノシシやシカ、それこそ絶滅してもええんやというぐらいのボリュームで問いかげられます。

住民の方々からすれば、何とかしてくれと行政や議員や現場の人に言うのは確かに簡単なことです。しかし、忘れてはならないのは、それだけの要望を受けて、実際に現場でけもの命を絶たなければいけない、絶つ人が必ず必要なわけなんです。だからこそ、やはり住民の方々からすれば要望すればそれで終わりではなくて、要望して、現場で実際にけもの命を絶っていただいた。とったその肉、それぐらいはみんなで責任を持って食べていく、活用していく、そういうことがやはり必要なのではないかなというふうに思っております。だからこそ、現場の方々の負担を少しでも軽減するような形で対策をとっていけば、先ほども言いましたが、もしかするともうかる獣害対策として本当にみんなが市場の中で流通していくのではないかなというふうに思っております。

当然、人間のために命を絶つわけですから、やはり最後までしっかり余すことなく私たち人間が責任を持って食べていくという姿勢は必ず必要だと思いますので、ぜひこれからもしっかりとその方向で取り組んでいただきたいというふうに思います。

少し時間が残りました。時間が残れば言おうかなと、どうかなというふうには思っていたんですが、今回、一般質問の中でたくさんの方々から獣害対策とともに知事のお子さんの話が出ておりました。獣害と同じぐらい、もっとなかな、確かにお子様の話は出ておりました。本当によかったなというふうに思います。しかしなんですけど、私は男女共同参画を推進する立場の常任委員会の委員長でもございます。実際におなかを大きくして、実際におなかを痛めて産むのは知事ではございません。だからこそ、今、妻の美保さんはきつううれしい思いの反面、やはりいろんな不安、知事の妻ということであるんなプレッシャーもあるのかなというふうに思っております。やはり妻も県民の1人でございます。しっかりとその不安な思いに耳を傾けていってあげていただきたいというふうに思いますし、やはり本当に知事は今、忙しくされていると思いますが、たまには早く家に帰っていただければなというふうに思いますので、そのことをしっかりと要望させていただきまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（中村進一） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 59 分休憩

午後 3 時 14 分開議

開 議

○議長（山本教和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（山本教和） 県政に対する質問を継続いたします。43番 舟橋裕幸議員。

〔43番 舟橋裕幸議員登壇・拍手〕

○43番（舟橋裕幸） 津市選出の新政みえの舟橋裕幸でございます。

平成24年の第1回定例会2月・3月会議の最後の最後に18番目として質問をさせていただきます。

17年間県議会議員をさせていただきまして初めて、3時以降の質問というおまけのような時間帯に与えていただきました。

去年の6月に質問させていただいて、今年度は2回目になります。前回と違って今回は一般質問ですし、最後の質問でございますので、少しマイナーな課題とかローカルの課題などを入れさせていただきながら質問させていただこうかなと思っています。

まず、若干メジャーな国体から入らせていただきます。

今議会において、国体の話題は多数ございました。重複するところもありますけれども、私も幾つかの質問をさせていただきたいと思います。

さて、平成30年の全国高等学校総合体育大会、インターハイ開催の決定に引き続き、日本体育協会は、平成33年、第76回国民体育大会の三重県開催を内々定しました。いよいよ、昭和50年の第30回みえ国体以来、46年ぶりの国体開催となり、今後9年間で、いわゆる人材、施設、運営費の準備が必要となってまいります。

そこで、第1に、選手強化、特に指導者確保対策について伺いいたします。

近年、国体における三重県の天皇杯順位は、平成19年37位、20年40位、21年44位、22年、23年32位と低迷しています。優勝がすべてではありませんが、上位入賞を目指した選手の育成強化は喫緊の課題であります。本年開催の岐阜県は近年、着実に順位が上がってきています。

渡り鳥のような国体要員の招聘には賛同しがたい面がありますが、50年国体後、オリンピックメダリスト吉田沙保里選手を育てた父吉田栄勝氏や、津商業高校バレー部を全国レベルに押し上げた秋津修氏などは、県外出身者ですが、三重県の競技スポーツのレベル向上に大きく貢献をしています。

また、近年導入された、教職員採用におけるスポーツ特別選考は、競技ス

スポーツ向上に大きく貢献していると伺います。

こうした社会人選手、指導者の受け皿を整備していく必要があります。もちろん、県の職員のみならず、市町や企業の理解と協力が不可欠であります。このたびの新年度予算において、競技スポーツジュニア育成事業費ほか、新規に事業化され、学生の選手強化に注力しています。9年先の大会ですから当然なのかもしれませんが、当面、一流の指導者確保が喫緊の課題と考えます。

そこで、指導者の確保に向けた取組を今後どのように進めていくのか、お伺いをいたします。

第2に、施設整備についてお伺いします。

国体となりますと、日本体育協会が求める国体開催基準は随分高いレベルと伺っています。

ようやく先月、第3回県営スポーツ施設整備に係る専門委員会が開催されるなど、昭和63年から改定されていない三重県営スポーツ施設整備方針の改定に向けた作業が進められています。

今議会では、平成23年度中に新たな三重県営スポーツ施設整備方針を取りまとめ、平成24年度に整備計画を策定するとの答弁がありました。

そこで、現在、国体レベルに到達している施設は何があるのか、また、国体基準に合わない県有施設の整備をどのように進めるのか、市町や企業の施設とどのように連携、活用するかをお伺いしたいと思います。

第3に、国体への県民総参加についてお伺いをいたします。

知事は代表質問において、国体の位置づけとして、一過性のイベントとしない、県民総参加、県外への発信と答弁しています。

そのため、平成24年度中に県と市町や各種関係団体による国体準備委員会を設置し、開催基本方針をつくるとしています。

また、三重県は観光立県であり、昨年、みえの観光振興に関する条例も制定し、知事も観光施策に注力してみえます。

国体に参加される全国からの来県者に対し、おもてなしの心を持って接す

ることが、三重県へのリピーターの増加に結びつくこととなります。

そこで、県民総参加をどのように進めていくおつもりか、お伺いします。加えて、一過性のイベントとして終わらせないために、国体で発揮されたおもてなしの心をいかに観光振興に結びつけていくか、お伺いをいたします。

余談ではありますが、先日、三重フィルハーモニー交響楽団40周年記念コンサートに行ってきました。

ある団員の40周年の思いの中に、昭和50年に三重県で国体が開催されるが、各種の競技のほかに文化部門もあり、地元の県民オーケストラの参加が必要なため参加してほしいと言われ参加したとありました。

三重フィルハーモニー誕生のきっかけはみえ国体であったというふうに感じたとともに、大会を盛り上げるためには、選手や役員と観客だけではなく、吹奏楽などの音楽の要素が重要であると改めて認識したところです。また、みえ国体閉会式用に作曲された終曲、「終わり」の「曲」と書きますけれども、今も三重県内で多数演奏されているというふうにも伺っています。

ブラスバンドをはじめとする音楽界の代表も国体準備委員会に参加すべきと提案をしておきたいと思います。

第4に、財源の捻出についてお伺いします。

本年開催予定の岐阜県では、国体準備委員会設置からの総費用は165億円と見込まれています。その内訳は、施設整備費70億円、競技力向上対策費27億円であります。昨年開催の山口県は、総事業費218億円、うち施設整備費174億円、競技力向上対策費35億円であります。施設や人材は残るとはいえ、1カ月余りの国体開催に200億円が必要となっておりまいます。

岐阜国体において、日本体育協会からは1200万円、国は3億8000万円しか補助はないようであります。現在の三重県の財政事情を勘案すると大変な事業であります。

知事は財源確保について、超過課税の活用を表明してみえます。平成23年度10億円余の超過課税のうち、体育スポーツ振興基金へは25%、2億5000万円余が配分され、運動部活動支援や選手の育成強化に使われており、現在の

基金残高は4億円余りであります。

国体開催の財源として期待するには、金額的にも執行の内容を見ても無理があるのではないのでしょうか。

私は、県が国体開催費をすべて捻出する時代は終わったと考えています。県のみならず、企業、個人から幅広く、国体開催に向けた財政支援や参加を求めべきであります。そうすることにより、県民総参加の意識も高まるのではないのでしょうか。他県では、愛媛県のように、10億円余の寄附金を集めた例も伺っています。財源確保に向けた取組として、今回みえのスポーツファン創設事業がこれに当たるのかもしれませんが。期待もするところでございます。

ただ、一方、今議会に三重県南部地域活性化基金条例と三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金条例が上程されています。

近年、財政難の折、基金の統廃合を進めてきたにもかかわらず、かつ、少額な上、使途などが不明確なこの二つの基金の突然の上程には、私自身は少し不自然な感を持っています。

ともかく、みえのスポーツファン創設事業の説明も含め、国体開催に向けた財源確保対策についてのお考えをお伺いいたします。

最後に、県の運営組織体制について、意見を申し上げます。

地域連携部のスポーツ推進局が国体の準備及び競技力の向上に取り組み、インターハイは学校教育活動の一環として教育委員会所管で、国体後の全国障害者スポーツ大会は健康福祉部所管で運営する予定と伺いました。

知事は、三つの大会をそれぞれの所管で行うにしても、十分な連携を持って行うと答弁をしています。

失礼かもしれませんが、インターハイは国体運営の予行演習になりますし、障害者スポーツ大会は国体運営のノウハウを使えば効率的に行えます。

国体においても、高校生の活躍が大きく総合成績に貢献をしています。また、大会を中心的に支えるスポーツ団体はおおむね同じであり、加えて、競技の開催地は、インターハイと国体はできるだけ同一であることが望ましい

と考えます。

せっかくの全国大会が、県の縦割り行政の犠牲のような形で、別々の組織で開催されることは全く非効率的であり、一つの組織で運営されるべきであると申し上げておきます。

国体関連は以上でございますが、せっかくの機会でありますので、三重武道館についてお伺いをさせていただきます。

現在の三重武道館は、昭和56年に三重県と津市の出資や武道団体の寄附により建設され、三重県における武道振興の拠点施設の役割を果たしてきました。

財団法人で運営がなされ、県と津市が運営補助金を支出してまいりましたが、随分老朽化しており、平成19年第1回定例会に武道団体から新たな「みえ武道館」建設を求める請願が提出され、採択された経過があります。

私としては、本来であれば県に対し、三重武道館を、請願の趣旨に沿って、また、インターハイ、国体開催に向けて、県立で新たに建てかえを求めるところであります。恐らくとも無理でありましょう。

このたび、運営のパートナーである津市が、平成27年度完成を目指して、新たなスポーツ施設建設計画が進行中で、その施設の中に武道場も計画されています。

そこで、津市が建設予定の新たなスポーツ施設の武道場を三重県の武道振興の中核施設へ機能移行する方法を検討することが現実的対応と考えます。

そのため、三重という冠を課することを津市に求め、また、県からの財政支援をすべきと考えますが、武道振興環境にかかわって、県と津市との協創に向けたお考えをお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 国民体育大会に関しまして、また、スポーツに関しまして、合計5点御質問をいただきました。順次、答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、指導者の確保に向けての取組であります。

昭和50年に「たくましくあすをひらこう」をスローガンに開催した第30回みえ国体は、県民の皆さんがスポーツに親しむ機会の拡充や、スポーツをする場としての施設が整備されるなど、本県スポーツの振興に大きく貢献しました。特に、当時、選手として活躍された方が、その後、指導者となり、現在の本県競技スポーツの普及、強化の中心的役割を果たしておられます。

これまで教育委員会において、選手の育成を効果的に進め、本県競技力を向上させるため、県体育協会と連携しながら、競技団体や学校運動部活動の指導者の確保、養成に取り組んできたところです。

先ほど舟橋議員からも御指摘いただきましたように、スポーツ特別選考により採用した教職員が指導者として、先般の平成23年の山口国体に出場し、入賞を果たすなどの成果を上げております。

さらに、平成24年度からは、スポーツ推進局において新たに、本県競技スポーツの中核をなす中学校、高等学校の運動部活動指導者を対象とした研修会を開催するとともに、すぐれた指導実績を持つスペシャルコーチの派遣による指導、助言などにより、より一層の指導者の養成に力を入れてまいります。

今後、国民体育大会に向けた指導者の養成につきましては、競技力向上対策本部を設置しまして、本県競技力の向上に向けて取り組んでいくこととします。具体的な取組としましては、各都道府県の競技団体を統括する中央競技団体から指導者を招聘するほか、国の機関である国立スポーツ科学センターの研修会への県内指導者の派遣など、競技力向上対策本部を核に効果的な指導者養成を進めていきたいと考えております。

続きまして、2点目、施設整備であります。

国民体育大会で使用する競技施設は、日本体育協会において国民体育大会施設基準を定めております。この中では、必要とするコートの面数、附属施設などを競技ごとに規定しております。

平成24年度には県において、県内スポーツ施設のその最新の施設基準への適合状況について、調査を予定しております。

現時点で施設基準に適合すると考えられる施設は、県の施設では、県営鈴鹿スポーツガーデンの水泳場、庭球場、サッカー・ラグビー場や県営サンアリーナ等があります。

国民体育大会は、正式競技37競技をはじめ、多くの競技やスポーツ行事を県内の各地において実施することになることから、県営施設だけでなく、広く市町や民間のスポーツ施設を会場地として活用させていただくことになると考えております。

国民体育大会のどの競技をどこで開催するかということは市町や競技団体との調整が必要であり、県挙げての国民体育大会の成功に向けて大変大きな要素となります。このため、会場地の選定や会場地となる施設の整備の必要性等も含め、平成24年度に設立する国体準備委員会の中でしっかり議論し、調整させていただきたいと思っております。こうした中で、市町や企業等の一層の連携も進めてまいります。

続きまして、3点目、国民体育大会への県民総参加についてであります。

今回の平成33年に開催する第76回国民体育大会、それに引き続く全国障害者スポーツ大会、全国から、選手、監督をはじめ、応援者、報道関係者、多くの方々を本県にお迎えすることとなります。

国民体育大会の開催を競技する者だけの大会とするのではなく、県民の皆さんが、する、見る、支えるという様々な立場からかわり、県民総ぐるみで大会を盛り上げることが必要であると考えております。

これまでに開催した県では、総合開会式の前に実施されるマスゲームや地域の特色を生かした郷土芸能などの式典前演技をはじめ、キッズサッカーや太極拳などのデモンストレーションとしてのスポーツ行事に、子どもから大人まで、様々な年齢の方が参加しております。

本県の開催に際しても、直接競技に参加される方だけでなく、ボランティアや地域活動といった県民の皆さんの日常の活動をこの大会に結集する形での運営ができればと考えております。

国民体育大会は、スポーツの分野だけでなく、観光やまちづくりなど、多

くの分野への波及が期待できます。こうした大会の開催は、県民力を大きく飛躍させ、協創の理念を形にあらわす絶好の機会であります。

このため、今後は本県においても、国民体育大会を迎えるにふさわしいおもてなしと環境の美化、緑化等、各種の運動を県民運動として展開し、県民の持つ力を結集していきます。加えて、全国から来県した選手をはじめとする関係者の皆さんに本県の魅力を体感していただく機会となるよう、あらゆる視点から取組を進めていきたいと考えております。

ちなみに昭和50年のときは、県民運動として10個、運動が展開されました。スポーツを楽しむ運動、健康を高める運動、青少年を健全に育てる運動などなど。ちなみに、笑顔と親切で接する運動というところでは、親切運動のワッペンを作成し、接客意識の高揚と実践の促進を行ったりしました。

続きまして、4点目、財源確保対策についてであります。

今回の国民体育大会を一過性のイベントとすることなく、これを契機として本県のスポーツ推進を図り、スポーツによる地域の活性化に取り組む必要があると考えております。

こうしたことから、来年度から新たにみえのスポーツファンド創設事業に取り組み、県内のスポーツ推進を図るために、する、見る、支えるといった様々なかかわりを通して、県民の皆さんが広くスポーツを支えるための仕組みづくりを行うこととしております。具体的には、県民の皆さんや企業などから、財源だけでなく指導者派遣などの人材活用や施設など場所の提供といった、人、物、金など様々な分野での幅広い御支援をいただき、スポーツによる地域の活性化につながる取組に活用してまいりたいと考えております。

一方、国民体育大会を開催するための運営費や施設整備費等といった経費については、これまでの開催県の状況を見ますと、幅広く県民の皆さんから支援していただくために企業から協賛金を募るほか、広く県内外の法人や個人を対象とした国体募金の造成にも取り組んでいます。

今後は、厳しい財政状況の中、少しでも簡素で効率的な大会運営になるよう、様々な面での工夫や手法の検討を進めるとともに、これまでの開催県の

取組を参考に、県民の皆さんや企業の方々にも御支援いただけるような国民体育大会を目指してまいりたいと考えております。

あわせて、議員から御指摘のありました三つの大会、インターハイ、国体、障害者スポーツ大会、これが行政の縦割りの犠牲にならないようにという御指摘をいただきましたので、しっかりとした連携体制、担当部署での意思疎通、そのノウハウをしっかりと生かしていく方法についても検討してまいりたいと思っております。

続きまして、5点目、三重武道館についてであります。

議員からもありましたとおり、昭和56年に建設されました三重武道館は、各武道に関する教室や大会を実施するなど、本県における武道の振興に寄与してまいりました。一方で、施設の老朽化、駐車場が狭い、そういうことなどに伴いまして、大規模大会の開催が困難な状況にあります。

このような中、議員からも御紹介がありました津市における津市拠点スポーツエリア構想に基づいて、屋内総合スポーツ施設基本計画が策定されました。

計画されている施設では大規模なスポーツ大会の開催が可能であり、また、武道機能も備えた複合施設であると伺っております。

このような施設が整備されることは、スポーツによる地域の活性化につながるものと考えております。

現在、県では、本県のスポーツ施設の整備の考え方や方向性について、三重県スポーツ推進審議会の中で検討を進めております。その中で、新たなスポーツ施設整備の方向性として4点、一つ、県営スポーツ施設の整備充実、2番目、新たなスポーツの拠点づくり、3番目、トップアスリートやプロ選手を見ることが出来る施設の整備、4点目、スポーツ施設の整備に当たっての県と市町の連携を掲げて、県内のスポーツ施設整備の基本方針を策定しています。

この中で、特に県と市町の連携については、本県のスポーツ推進を図るため、大規模大会の開催可能なスポーツ施設を市町が整備する場合の県として

の財政支援のあり方について検討しております。

津市が計画されている施設が今申し上げたような方向性に該当する場合には、県としての支援について検討していきたいと考えておりますし、その施設を活用することによって本県全体の武道振興が図られると考えられる場合には、津市、武道関係団体とも連携しながら、県としてのそれにふさわしいかかわりについて協議してまいりたいと考えております。

〔43番 舟橋裕幸議員登壇〕

○43番（舟橋裕幸） 国体については1月に内々定があったばかりでありますから、それに向けての準備、これは、ある面では平成24年度の役割といたします。指導者、それから選手のそれぞれの育成の環境をどうしていくか、また、昭和50年の国体以来、あんまり手を入れていなかった施設をどういうふうに改築していくか、そして、その中で、企業や市町の施設をどう活用していくか、当然、この何十年かの間に新たな施設もできているわけですから、それぞれを再チェックをかけてつくっていくかならんとは思っています。

ただ、インターハイの開催、3県の開催ですよね。どの種目をどこでやるかというのは、あんまりのんびり時間がないというふうに、たしか聞いています。今年度中なり平成24年度中なりに、決めるということになりますと、それが一つのベースとなって国体が流れていくのが先ほど申し上げたように能率的なわけでありますので、あんまりのんびりした状況で、検討、検討で済まないようにはしておいていただきたいなというふうに思っています。

今回、国体、いろんな方が言われたのにもかかわらず、あえて私がもう一回質問に入れさせていただいたのは、やっぱり総参加であります。

先ほども申し上げましたけど、三重県庁が主催の国体はもう無理だ。それよりも、それを活用して、観光にも活用しよう、それから、県民の一体感の醸成にも活用しよう、そういうことに大きな手段として使っていきたいと思います。幸い、昭和50年の国体に比べて、NPOだとかボランティアとかいう概念が今回はあります。また、美し国おこしも随分頑張ってきて、多様なパートナーもできてきたわけであります。そうした財源がありますので、そう

いった財源なりネットワークをしっかりと活用した中での国体開催になるよう、この9年間を進めていっていただきたいと思っています。

それから、もう一つは武道館ですけれども、たしか、最後の4点目の市町への支援の検討という表現だったと思うんですよ。必要なら支援をしますというぐらい明確に、やっぱり答えていただく、方針を提起をしていただきたいなど、これは要望しておきます。あんまり国体絡みじゃありませんし、ここでは、余り多くは申し上げません。

ところで、ちょっと余分なことですけど、教育長、去年の9月会議、12月会議の知事提案説明だとか、いろいろなものを見ておきますと、国民体育大会とインターハイと、真ん中にちよぼを入れて、同列で併記されているんですよ。ところが、年がかわりまして、今年の2月会議、3月会議の知事提案説明なり、それから、予算のポイント、どこにもインターハイという単語が消えてしまったんですけれども、それは、何か意図があるんですか。

○教育長（真伏秀樹） 特別そういう意図があってやったわけではございませんので、ただ、今回、組織改正等もあって、国体のほうは完全に地域連携部のほうへ移るといふ部分がございますし、インターハイのほうについてはもともと高等学校の部活動の中での大会という位置づけをされておりますので、引き続き、これは教育委員会が所管するということになりますので、国体のことを書くときには少し外したような格好で書いたのかなということがございますので、特別な意図を持って外したわけではございませんので。

〔43番 舟橋裕幸議員登壇〕

○43番（舟橋裕幸） 国体一色ではなく、やっぱりインターハイも大切な大会ですから、たまには字句が見られるように、しっかり力を入れて準備を進めていただきますようお願いしておきます。

じゃ、二つ目の古い条例・新しい条例ということで質問をさせていただきます。

1点目は、三重県条例の一斉点検・見直しについて、いかがでしょうかということをお伺いします。

先日、新聞で、橋下大阪市長が、時代にそぐわなくなった条例がないか総点検する方針を固め、担当部局に検証を指示した、今後は4年に1度検証する仕組みも新設するとの報道がありました。

橋下さんがしゃべると何でも記事になるのかなという思いをしながら、この新聞記事を読んでおりました。

時代おくれの条例点検は橋下市長の先進的取組ではなく、過去、他の自治体でも行われてきました。例えば、北海道は全条例の一斉点検、見直しを行い、適時性を失った9条例を改正し、18条例を廃止しました。また、神奈川県は、条例サンセットシステムを導入し、全条例を対象に、制定後の環境変化により適時性を失った条例の廃止、更新を促進する仕組みを導入しています。

知事就任2年目となる新年度、知事も少しは腰を据えて県政に臨んでいただける時期かと思いますので、三重県としても、現在制定されている全条例375本が果たして現在の社会情勢に適しているか点検してはいかがでしょうか。お考えをお伺いします。

次に、新たに制定すべき条例について提案をさせていただきます。

第1に、公契約条例についてお伺いします。

いわゆる公契約条例とは、地方自治体が民間企業と結ぶ、工事または製造、その他契約において、労働者の賃金などにについて規定したものであります。三重県議会においても、平成16年第4回定例会にて、「公契約法」の推進など、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する請願を全国に先駆けて採択し、国に意見書を提出しました。

その後、他の都道府県議会や市町村議会にて、同様の趣旨の請願が33都道府県議会と834市町村議会にて採択されましたが、現実の運びには至りませんでした。

そして、ようやく平成21年、千葉県野田市が全国に先駆けて制定し、平成22年12月に神奈川県川崎市が、その後、昨年12月に神奈川県相模原市と東京都多摩市が条例制定しました。

公契約条例を理解していただくために、少し長いですが、野田市の条例の前文を紹介します。

地方公共団体の入札は、一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などの改革が進められてきましたが、一方で、低入札価格の問題によって下請の事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされ、労働者の賃金の低下を招く状況になっている。

このような状況を改善し、公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることは、一つの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠であります。

地方公共団体の締結する契約が、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与できるよう貢献したい。

この決意のもとに、公契約にかかわる業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図るため、条例を制定するとあります。

条例前文にあるように、安ければよい入札制度の反省を自ら示し、国が責務を果たすことを迫っています。

ただ、国は、税金をもととする公的事业で利益を得る企業は、労働者に人間らしい労働条件を保証すべきであり、発注者である国、自治体や公的機関は、それを確保するための責任を負っているという考え方のILO94号条約をまだ批准しておらず、法制化もされていません。

ならば、地域から豊かで安心して暮らせる地域社会の実現のため、野田市は決意したのであります。

自治体の使命とは、地方自治法にあるとおり、住民福祉の増進を図ることです。

県民幸福実感日本一を目指す県の公契約条例制定に向けたお考えをお伺いします。

二つ目に、公文書管理条例についてお伺いします。

昭和63年に施行された公文書館法では、歴史資料として重要な公文書の保

存と活用は国や地方公共団体の責務としています。現在、31都道府県をはじめ、50余の地方公共団体に公文書館などが設置されています。

三重県では、現在建設中の新県立博物館に公文書館機能を一体的に整備することになっており、ようやく、公文書館法による真の責務を果たす設備が誕生することになりました。

一方、昨年3月、全国で8番目に、明治時代の県庁文書や絵図、地図類が、三重県行政文書として県指定文化財となりました。

また、京都府、山口県、埼玉県の行政文書は、国指定の重要文化財となるなど、近年、行政文書を貴重な歴史資料として評価する動きが目立ってきています。

公文書館機能を持った新県立博物館には、歴史的公文書を長く後世へ伝え、県民や利用者に公開していく役割があり、期待するところであります。

こうした中、昨年4月から、公文書等の管理に関する法律、いわゆる公文書管理法が施行されました。これは、国などの活動を現在及び将来の国民に説明する責務があるとして、歴史資料として重要な公文書の保存と利用について規定したものであります。

同法第34条には、地方公共団体にも、法の趣旨にのっとり、文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、実施するよう努めなければならないと規定しており、島根県や熊本県などは、既に条例を制定しています。

現在、三重県においては文書管理規程が、知事部局や教育委員会、公安委員会それぞればらばらに規定されており、統一的ルールはありません。管理のみを目的とするのではなく、現在及び将来にも説明責任を果たすとともに、活用できる文書保存についての環境整備が必要と考えます。

三重県として、新博物館建設を機に、法律の趣旨にのっとり、公文書管理条例を制定してはいかがと考えますが、お考えをお伺いします。

以上です。

〔植田 隆総務部長登壇〕

○総務部長（植田 隆） 私から2点お答えさせていただきます。

まず、1点目の条例の一斉点検・見直しについてでございます。

条例の一斉点検、見直しにつきましては、都道府県では、北海道、それから神奈川県、長野県、大阪府などで、また、政令指定都市では横浜市などで行われておりまして、一定数の条例の改正でありますとか廃止が行われておると聞いております。

本県におきましては、条例制定の際に、その必要性を裏づける社会的・経済的事実であります立法事実を前提に、適法性、有効性、効率性などの視点から検討を加えております。

また、その後の法律の改正や社会情勢の変化に対応いたしまして、個別に条例の改正、廃止に取り組んできたところでございます。

しかし、これまでに全条例を対象とした一斉の点検、見直しは行っておらず、375本あります条例の中には制定後の社会情勢の変化に対応仕切れていないものもあると考えております。

条例は、その時々々の社会情勢にふさわしいものであることが望ましいと考えております。また、条例を点検し見直すことは、県の仕事のあり方、さらには県の役割を見直すことにもつながることから、今後、行財政改革取組の中で、県の条例の一斉点検、見直しについて取り組んでいきたいと考えております。

もう1点は、公文書の管理についてでございます。

公文書は、行政処分などの県民の権利義務にかかわる事務が適正な手続によって行われたことの証拠として、また、県民への説明責任を全うしようとする三重県情報公開条例の趣旨からも重要な意義を持つものであると認識しております。

公文書管理法は、公文書等が国民共有の知的資源であり、国民が主体的に利用できるものであるとする考え方のもとに、現在、保有をしております、現用の、現在用いております公文書の統一的な管理と、もう一方の歴史公文書等の保存及び利用を主な内容として定めているものでございます。

本県の現用の公文書の管理につきましては、情報公開条例の第44条を受け

まして、各任命権者が委員会規程等で定めているところでございます。

これらの規程等におきましては、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準でありますとか、その他公文書の管理に関する必要な事項を定めております。

これらの規程等は知事部局の三重県公文書管理規程に準じて制定されておりますので、本県におきます現用の公文書の管理はおおむね統一されておるものと考えております。

なお、歴史公文書等の利用につきましては、一つには公文書管理条例を新たに制定して規定する方法、二つには既存の条例の改正によって規定する方法などが考えられます。

どのような方法によるべきかは、国と本県とは、組織の規模、仕組みが異なっておることを踏まえまして、それぞれのメリット、デメリットを勘案しながら、本県の実情に応じた方法を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（北川貴志） 公契約条例の制定についてお答えいたします。

県が行っておる公契約の大部分が公共事業であるので、公共事業における公契約という観点でお答えしたいと思います。

近年、公共工事においては、低価格での受注により、下請企業や孫請企業へのしわ寄せ、さらに、そこで働く労働者の賃金、労働条件の低下が懸念されております。こうしたことから、公共事業の現場で働くすべての労働者に対して、適正な賃金水準や労働条件を確保するため、公契約条例の制定の動きが県外の市で見られるところであります。

建設業に係る労働者の賃金あるいは労働条件の低下は、激化しておる受注競争による低価格での受注が主な原因であろうと考えております。本県においては平成16年度から、価格だけでなく、技術力など価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を導入し、最低の価格で入札した者でなくても受注できる入札制度も実施しております。

さらに、平成23年度には、低入札調査基準価格の引き上げや、調査基準価格を下回る低入札に対して評価を厳格化する施工体制確認型総合評価方式の導入など、ダンピングによる入札の防止対策の強化に取り組んでいるところであり、これらの取組も労働条件の改善につながっているものと考えています。

公共事業に係る公契約条例の県における制定でございますが、今後の入札の状況、あるいは国及び既に条例を制定している自治体の動きや、また、その効果等など、注視していきたいと考えております。

〔43番 舟橋裕幸議員登壇〕

○43番（舟橋裕幸） 平成16年に請願が採択されたころの、公契約条例ですけれども、県の執行部の皆さんと話をしていましたけれども、全くやる気がなかったですね、そのころは。まあ、その時代でしたからそうなのでしょう。

ただ、それ以降、リーマンショックやとかいろんなことがあって、格差だとか貧困だとかという話が物すごく出てきました。ワーキングプアが大量に出てきた、そうした中で、役所が発注する物件で、いわゆる契約で、ワーキングプアを発生させることは何事だという意識が、やっぱり今の先進の市の条例制定になってきたんだろうと思います。

平成16年のころには、いや、舟橋さん、民対民の話は、私らは手を突っ込めませんと、一言で終わっちゃいましたけど、しかし、そうじゃなくて、やはり、今の社会の実情を勘案した中で行政が住民福祉の向上に向けて何ができるかという視点も踏まえながら、この公契約条例について、十分、今の先進事例を検証、検討いただいて、今後の課題としていただきたいというふうに思います。

それから、公文書管理条例ですけれども、今、国がいわゆる福島第一原発の事故の際の記録がないというので大騒ぎをしていますよね。あれ、もしも3・11じゃなくて4・11やったら、この法律が施行されていますから、法律違反の状態だということになる、大きな問題であったわけです。

だから、記録を残す、残さないというよりも、やっぱり管理をすることの

視点だけでなく、将来に活用をするという視点も大切だから、この法なり条例ができてきたんだろうというふうに思っています。

おっしゃるように、三重県は差し当たって規程があります。そして、その横に、公開のためには情報公開条例があります。そして、一定の歴史的文書というふうな、期限切れというか、期限が変わった歴史的文書になれば、今度は公文書館できちっと県民の皆さんに見ていただくことができる。そうすると、川上のいわゆる公文書管理条例からずっと一気通貫して公文書館まで、一つの流れとして整理をすべきだろうという思いから公文書管理条例の提案をさせていただいたところでございますので、また御検討をいただけたらと思います。

続きまして、めちゃローカルな課題をさせていただきます。

津市白塚栗真地域の海岸堤防整備について伺います。

東日本大震災を教訓として三重県は、東海・東南海・南海地震対策として、国に対し、築造後50年以上経過し、老朽化が激しい港湾・海岸保全施設の耐震対策への財政支援を求めてきました。

三重県の海岸線の総延長1088キロメートルのうち121キロメートルの海岸堤防で耐震化が必要とされています。

県土整備部は平成21年より、所管海岸783キロメートルのうち195キロメートルを対象に老朽化判定を行い、138カ所に空洞を確認し、今後4カ年で10億円規模の改修を行い、新年度は約2億円の予算で40カ所の対策を行う予定と今回の議会でも答弁してみえます。津建設部管内においても7カ所あります。加えて、新たに作成された津波浸水予測図によりますと、津市では最大3.5メートル程度の津波が襲来するとされています。

さて、こうした中、津市の志登茂川以北の海岸堤防において、中勢沿岸流域下水道事業関連で整備される区域と、国の直轄事業で整備される津松阪港海岸栗真町屋工区との間に、水産加工業を中心に営む業者21社が現行の堤防の外側で操業しています。加工場と海岸の間には、いわゆる外堤防と言われる脆弱な海岸堤防があります。これも県管理と聞いています。

予想される巨大地震が発生した場合、これらの水産加工業各社が重大な被害を受ける可能性があります。

そこで、下水道関連事業と国直轄事業に挟まれたこの地区の外堤防の改修について、県はいかがお考えか、お伺いします。加えて、都市計画道路河芸町島崎町線の整備が、先ほど申し上げた下水道関連事業や国直轄事業にあわせて整備されようとしていますが、いまだ、志登茂川を渡る橋の建設について明確になっておりませんので、県の考え方と見通しをお伺いいたします。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（北川貴志） それでは、まず、白塚地区の海岸整備についてお答えいたします。

津市の志登茂川河口から白塚漁港までの間、県が管理する海岸が3キロメートルございます。このうち志登茂川寄りの1.8キロメートルについては、津松阪港海岸栗真町屋工区として平成23年度に国の直轄事業に新規採択され、この間の事業費は約51億円で、平成35年までには整備が進められると聞いております。

県においても、この整備のための関係予算、県の負担金が3分の1ございまして、約17億円ぐらいかなと思っておりますが、その確保に努め、事業促進を図ってまいりたいと思っております。

この直轄整備区間の北側にある栗真地区海岸のいわゆる外堤防約1.2キロメートルについては、その高さが低く、その陸側には水産加工場が立地しているということから、整備の必要性を認識しているところでございます。

一方、本県は海岸線が長く、高潮対策や地震津波対策など、施設整備を必要とする箇所も多く、さらに、老朽化対策として、緊急に堤防の補強、補修を行う必要もあります。県下全域からの多くの整備要望については、限られた予算の中で対応しているというのが現状であります。

志登茂川河口から白塚漁港までの間の海岸整備につきましては、まずは直轄区間の早期整備に最優先で取り組んでまいりたいと考えていますので、御理解いただきたいと思います。

もう1点、河芸町島崎町線の志登茂川河口部の橋梁の件ですが、河芸町島崎町線は、河芸町の東千里の中ノ川付近から三重大付近を通過して、志登茂川を越えて島崎町に至る海岸沿いに計画されている延長約9.3キロの道路であります。

このうち、河芸町一色付近から終点の島崎町の区間については、一般国道23号の渋滞の緩和、あるいは三重大医学部附属病院へのアクセス強化などの効果がある道路と認識しております。

そのうち、河芸町一色付近から白塚町の区間については、下水道事業の関連で整備を進め、おおむね完了している状況です。また、白塚町から志登茂川河口付近までの間については、先ほど述べました国直轄の海岸整備事業にあわせて同時にやっていくということで事業に着手したところでございます。

財政状況が厳しい中、当面、この堤防との兼用区間について予算の確保に努め、優先的に整備を進めたいと考えております。

残っております御指摘の志登茂川を渡り島崎町までの区間の整備につきましては、志登茂川河口部の橋梁が長大橋、約200メートルぐらいの橋になるのではないかなというのと、短期間に大きな事業費を投入、集中的に投入しなければならない、また、関係者との調整等も必要であります。

今後、地元津市の協力を得ながら、県として主体的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上であります。

〔43番 舟橋裕幸議員登壇〕

○43番（舟橋裕幸） 今日も話題になりました川でも道路でもそうですけれども、ある面では一気通貫になって初めて効果なり値打ちが出るわけであります。今、珍しく県が下水道事業で、国が直轄事業で、市が都市計画道路でというふうにあそこが集中的に事業が入る中で、外堤防の問題と橋の問題だけがぼつとほられてしまったような形にならないように、同時に全部していただきとは言いませんけれども、着実な改善がされていくように強く要望だけしておきたいと思えます。

では、最後に、4番目、県庁の組織について幾つかお伺いさせていただきます。

まずは、防災対策部と危機管理統括監についてお伺いします。

知事は昨年12月会議にて、自然災害はもちろん、食品の安全性や感染症対策なども含めた多岐にわたるリスクに対し、より一層強力かつ的確な対応を図るため、危機管理について全庁を総合的に調整するとともに、危機発生時において横断して強い指揮権限を持つ職として、危機管理統括監を設置するとしました。

そして、今議会で危機管理統括監の設置とともに、防災対策部に危機管理副統括監と危機管理課を設置するとしています。加えて、防災危機管理部を、一層の防災体制の充実を図るため防災対策部とし、建制順位の筆頭部に位置づけました。

一般会計部別歳出予算を見ますと、旧の防災危機管理部の予算が新しい防災対策部に額の増減なく移動しています。つまり、防災対策部は、従来の自然災害に対する防災対策を所管するだけの部と推測されます。

従来、県庁組織は、内部管理を行う総務部や県政のトップマネジメント機能や企画・政策提言機能を持つ、今度で言うたら戦略企画部を筆頭にし、福祉、農林、土木などの事業部門が続くのが一般的でした。

人の体で例えた際に、頭脳をつかさどる戦略企画部、ちょっと褒め過ぎかもしれませんが、心臓をつかさどる総務部に対し、手足となる他の事業執行部とのイメージが私にはあります。防災対策部をどちらかという事業部門であるというふうに思っています。

たかが建制順位であります、されど建制順位であります。知事の防災対策についての思い入れは、十分理解はできるところでありますが、なぜ筆頭部なの、組織は混乱しないのという危惧を持ちます。

あえて、防災対策部を筆頭部に位置づけした理由をお伺いたします。また、防災対策部の本務である防災対策の負荷に、職員の安全性や感染症対策、加えて、サイバーテロなどのIT関連対策の危機管理を防災対策部で所管す

るのでしょうか、お伺いします。

続いて、危機管理統括監についてお伺いします。

統括監が危機管理以外の役割を担うとすれば、これは、副知事3人制の導入にほかなりません。

副知事2人制で十分の中、また、人件費が厳しい状況に3人目の副知事は必要ありません。平時には、全庁的な視点で危機を察知し、機能強化を図るとしてはいますが、食の安心・安全や感染症対策、IT関連対策など、県政における様々なリスクに対する対策を、専門知識やスタッフを持たずにできるのでしょうか。また、本来の災害や危機の発生時、対策本部長は知事であるはずです。加えて、防災対策部における防災対策部長、危機管理統括監や危機管理副統括監の指揮命令系統は整理されているのでしょうか。危機管理統括監の役割や位置づけについてお伺いをします。

ついでに、生活・文化部において、従来、勤労者施策を所管した勤労・雇用支援室が、このたび、雇用対策課と名称変更になりました。

社会を支える多くの労働者・勤労者対策を所管する課がなくなったのかなというふうに感じたところです。

リーマンショック以降、雇用対策は喫緊の課題でありますけれども、長期的に見れば雇用対策より勤労者対策ではないかというふうに思いますが、雇用対策課に帰結した経緯がありましたらお教えいただきたいと思います。

以上です。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 3点、御質問をいただきました。

まず、防災対策部の建制順とその危機管理の範囲というところだと思えますけれども、その1点目、その点でありますけれども、まず建制順ですが、全庁横断的に機能を持つ三つ、防災対策と危機管理、それから総合的な政策、それから財政と人事、この三つを最初に持ってきて、じゃ、それをどういう順番で並べるんですかというときには、知事をやってきたこの10カ月間の経験、あるいは今後の広域自治体の役割というもの、それから、特に県民の皆

さんの、この県という行政機関に対する期待、こういうものに思いをはせたとき、この三つすべてが重要ではありますが、より防災対策と危機管理の重要性が高いと考えたことから、この順番にしました。特に、中の論理というよりは、こういう意識でやっていくんだという、県民の皆さんに対してという、組織改正の一番最初にも県民の皆さんから見てということがあったと思いますが、そういう観点でこの順番にしております。

そして、危機管理業務ですけれども、二つ目のこととも関係するんですが、危機管理統括監、危機管理副統括監、そして、危機管理課という、これで直接のラインとなって、これで指揮命令系統を持ってやっていきます。例えば、知事室が政策部にあるように、人事とか予算とか労務管理というのがありますので、どこかの部に所属する必要があるということから防災対策部に置いているということでもあります。

その前提で、危機管理の範囲ということでは、現在の三重県危機管理方針でもそうではありますが、危機管理統括監が対処する危機管理については、職員安全やサイバーテロも含まれるところでもあります。

そして、2点目、副知事との違い、危機管理統括監の位置づけでありますけれども、副知事は地方自治法上、地方公共団体の長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督とありまして、県政全般について、政策や企画について私の補佐をしていただくと。危機管理統括監は、危機管理に特化して、いわば私の右腕として危機管理の観点から各部局の業務執行にかかわると。

防災危機管理部でも危機管理を担当していたわけではありますが、紀伊半島大水害の経験、この中で、横断的な調整機能が必ずしも十分でないという問題意識から、より一段高い職としての危機管理統括監を設け、横断機能の強化を図り、全庁挙げての危機管理体制を可能にしようとするものであります。

特に、強い指揮権限を持つのはもちろんのこと、平時においても各部局のリスク把握、把握するだけじゃなくて、そのリスクへの迅速な対応方針の立案、実行を日常的に行い、リスク拡大の未然防止、ひいては県民生活の安心

につなげていきたいという考えであります。

また、危機管理本部や災害対策本部での危機管理統括監の位置づけについては、東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓を踏まえて、危機管理本部や災害対策本部のあり方を、今、見直ししておりますので、その中で、危機管理統括監の職に適合する位置づけとするべく、現在、検討中であります。

いずれにしましても、指揮命令系統が混乱しないように、今、直接のラインと言いましたが、御指摘がありましたように、ぬかりがないよう、精緻にしっかり議論していきたいと考えております。

そして、雇用対策課であります。私、常々申し上げておりますとおり、先ほど長期的にとはおっしゃっていただいたのであれですけれども、有効求人倍率が1に達するまでは雇用情勢が厳しいと。したがって、その状況下において最も優先すべきは働く場の確保と。これは、新規のみならず、現在働いていただいている方々の働く場も守るということも含めております。

心理学者のフロイトは、人間、死んでしまいたくなるほどの苦境にあっても、働く場所、そして愛する人の二つがあれば立ち直りが可能になると言っています。いずれにしても、働く場所の確保を最優先する、それが、働く方々のためにも、今、最も重要であるという考えで、雇用か勤労かという二項対立的な考えではなく、そういう思いに基づき、この名称にいたしました。したがって、これまで行ってきた勤労支援策を一切否定するものではありませんし、勤労支援策については、みえ県民力ビジョン・行動計画にも新たに独立した施策として位置づけておりますので、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

〔43番 舟橋裕幸議員登壇〕

○43番（舟橋裕幸） 時間が来ました。私の質問が終わりますと、もういよいよ一般質問全部終了で、来週総括質疑、そして、委員会で終わりでございます。

指折り数えて退職を待っておる部長さん方が今回大分おりますので、まず、その方々に大変御苦労さんでしたと謝意を申し上げて終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 本日の質問に対し関連質問の通告が1件あります。

舟橋裕幸議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。29番 稲垣昭義議員。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

○29番（稲垣昭義） 大変お疲れのところ、関連質問の10分の時間をいただきました。本当に感謝を申し上げたいと思います。新政みえの稲垣昭義です。

今、舟橋議員がきれいに締めていただいたところをまた質問させてもらうのは大変恐縮なんですけれども、舟橋議員の質問に関連して、少しだけお尋ねをさせていただきたいなというふうに思っています。

1点目は、舟橋議員の先ほどの質問の中でファンドと基金の話がありまして、ファンドにつきましては、先ほどの答弁を聞かせていただきまして、これまで三重県も、農商工連携応援ファンドとか地域コミュニティーの支援のファンドだとか、つくっていただいていますし、それがすごい有効的に使われているというのは今日の議論でもありました。そして、また、先ほどの質問の中でもみえのスポーツファンド創設事業ということで、国体に向けてファンドを活用してやろうと、県民総参加でというのは非常に大事だということを、先ほどの答弁を聞いて理解させていただきました。

そこで、一方、基金の話がありまして、それについて少し、基本的な考え方をまず知事にお伺いしたいんですが、私も平成20年の3月にこの議場で基金のあり方について議論をさせていただいたのを記憶しています。

当時、29基金があつて、財政調整基金と県債管理基金を除いて、特定目的基金は27だったように覚えているんですが、これからの時代は特定目的基金を積んでいくんじゃなくて、財政が厳しいから、一般財源にしていってやっていく時代じゃないですかというような質問をさせていただいて、当時、県の方針も、六つの基金を廃止して二つの基金を統合するというような方針が示されておりました。

そのときの議論を、会議録を懐かしく見ていましたら、福井総務部長と土

地開発基金について、当時激しく議論をさせていただいたのを懐かしく見ておったんですが、その後、公明党の今井議員も熱心に取り組んでいただいて、その土地開発基金についても取り崩しの規定を設けてなくしていくんだと。そういう大きな県政の流れの中で、これから、基金、特に特定目的基金については減らしてきたという流れがあると思っているんですが、そういう方針で県はこれまで来ていたと思うんですけど、知事の基金に対する基本的な、特定目的基金に対する基本的な考え方をまずお聞かせください。

○知事（鈴木英敬） 今、稲垣議員からもおっしゃっていただいたとおり、また、県政のこれまでの流れのとおり、やはり目的が不明確なような特定目的基金というのは整理統合していくという流れが一般的であるというふうに思っておりますし、そういう方向であるべきだと思っています。

一方で、この後議論があるのかもしれませんが、どうしてもやむを得ない、あるいは、目的の重要性や、これまでの単なる事業では対応できない目的の新規性とか、そういうものの観点からやむを得ずつくらなければならないものについては設立をするということもあるのではないかと考えております。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

○29番（稲垣昭義） 知事のほうから方向性についてのお話と、やむを得ずと言われたのは、今回、提案いただいております三重県南部地域活性化基金と、それから、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金という二つのことを、やむを得ずというか、新しい新規性があるんだということで、今、お話しだったのかなというふうに思うんですが、この二つの基金、今言っていただきましたので、この議会でも、特に後者のほうの三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金については栗野議員や中嶋議員のほうからもいろんな指摘があって、災害時、あるいは平常時の災害ボランティア支援と、やっぱり平常時のNPO活動については分けて考えるべきんじゃないかというような指摘がされております。

私も考えておって、基金は災害ボランティアのそういった支援に限定をして、例えば通常のNPO支援については、やっぱりそういった新たな仕組み

をつくるだとか、通常予算でしっかり対応していくというのは、そのほうが見ていてわかりやすいし、自然なのかなというような気はいたしております。

議場でもそういう提案もされておまして、これからこれについては議会でもしっかりまた議論をさせていただかなあかなというふうに思っていますが、もう一方の南部地域活性化基金についてもまさに同じようなことが言えるのかなと思っておまして、この議会では奥野議員のほうからも少し問題提起もありましたけれども、やはり、こういったものは本来、南部地域の活性化という非常に重要な課題については、しっかり議論した上で、議会で議論をして、当然、そこで予算化して、しっかりやっていくと。大事なことであるからこそ、そうやっていくんだというのが必要なというふうに思っています。今回、基金では5500万円ということで、いろいろ書いていただいておりますけれども、本来、そういう形で積んで、これからということだと思いますので、そういうことを、これからというものについて、まず、とりあえず積んでおくという考え方については、先ほどのNPOの、あるいは防災のと同じような考え方でいかがかなと思うんですが、この南部地域活性化基金について、部長のほうから考え方がもしあればお聞かせください。

○政策部長（小林清人） 南部地域活性化の事業につきましては、県が主体となってというか、県の単独の事業で取り組むものと、それから、あと、県と市町が連携して取り組むもの、大きく分けるとそういう形になっております。それで、今回の予算につきましても、県が単独で取り組むものにつきましては明確に予算をつけて、提案しているところでございます。こちらの市町と県が一緒になって取り組むものというものにつきましては、13の市町と今までに5回ぐらい協議をやってきているわけなんですけど、どういう事業でやっていこうというのが、今現在、本当に今、煮詰めている最中でございます。そういう中で、まず、県としては基金という形である一定の額を用意しておいて、その額を使いながら、具体的になったときには、これは予算化して、また議会のほうにお諮りしてやっていくというような形の取組方をしていき

たいと思っています。

実際に、最初市町のほうも、余り燃えてなかったところも、こういう基金の予算提案をしましたよというような形を申し上げて、そして議論をしていきましたら、まず、例えば南部地域で人口が減っていった理由については、これは我々、一回手弁当で調査をしてみるとか、そういうような形にもなってきましたし、先進地のほうも見てこようじゃないかみたいな話にもなってきました。そういう意味では、今、まだこれこれ事業というところまでは行っておりませんが、なったときにはまた議会のほうにお示しして議決をいただくという形をやっていきますので、何とぞ御理解をよろしくお願いたいと思います。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

○29番（稲垣昭義） まさに今答弁いただいた中で、そういうものが出てきたときにしっかり議会で諮って予算化していくと。基金が積んであるから南部地域の方がやる気になっているとか、私、そんなことは決して思わなくて、当然、知事が就任をされて、南部の地域のためにしっかりやるんだと、そういう意気込みが伝わっているんだと思っていますし、当然、5000万のお金が置いてあるからやる気になるというようなことには絶対ならないと思っています。

そう考えたときに、やはりこの辺をちゃんとしておかんと、変な話ですけども、5000万の金があるから何かやりましょうというのは、これはやっぱりおかしい話なんです、そもそも。ですもので、我々議会では、しっかりそのあたり、議論をしてやっていく必要がありますし、基金というのはそもそもそうやって使うものではないというふうに私は思っていますので、そのあたりはまた今後も議論を深めたいと思っています。

ちなみに今の話で、その5500万の基金の中で、今もう、何か県が、市町のはこれからと言っていましたけど、県が主体でこの中で使う予定はもう平成24年度の予算に上がっていたんですけど、今の話だと。

○政策部長（小林清人） この5500万円の事業につきましては、市町と県が共

同してやっていく事業ですので、まだそういう予算化はしておりませんし、今の時点ではそういうものはございません。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

○29番（稲垣昭義） 当然、このボランティアの件もそうですし、今回、南部地域活性化ということで、知事が新たに二つの特定目的基金を設置ということで提案もいただいています。

先ほど、一番最初の議論もさせていただいて、今、舟橋議員も言われていましたように、不自然な感じで二つの基金が出てきているという話もありましたけれども、そのあたりについて、議会がまたしっかり検証もさせていただいて、本来の特定目的基金のあり方からどうなんだという議論をやっぱりしていかないとあかんのかなというふうに思っていますので、ぜひ今後また議論をさせていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

追 加 議 案 の 上 程

○議長（山本教和） 日程第2、議案第75号から議案第96号まで並びに議提議案第1号を一括して議題といたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

○議長（山本教和） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号から議案第96号まで並びに議提議案第1号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
議提 1	みえ歯と口腔の健康づくり条例案

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
7 5	平成23年度三重県一般会計補正予算（第11号）
7 6	平成23年度三重県県債管理特別会計補正予算（第2号）
7 7	平成23年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第3号）
7 8	平成23年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
7 9	平成23年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
8 0	平成23年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
8 1	平成23年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
8 2	平成23年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
8 3	平成23年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
8 4	平成23年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第5号）
8 5	平成23年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）
8 6	平成23年度三重県水道事業会計補正予算（第4号）

87	平成23年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第4号）
88	平成23年度三重県電気事業会計補正予算（第5号）
89	平成23年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）
90	平成24年度三重県一般会計補正予算（第1号）
91	三重県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例案
92	三重県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
93	三重県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
94	防災関係建設事業に対する市町等の負担について
95	県営農水産関係建設事業に対する市町の負担について
96	土木関係建設事業に対する市町の負担について

○議長（山本教和） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（山本教和） お諮りいたします。明3日から18日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認め、明3日から18日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

3月19日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（山本教和） 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時26分散会